

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況について、既存の文献又はその他の資料等を用いて整理した。

対象事業実施区域及びその周囲は図3-1に示す、熊本県長洲町、荒尾市、玉名市（以下、「関係市町」という。）を含む範囲及びその前面海域とした。

なお、調査項目によって市町単位で公表されている統計資料等については、関係市町の全域を範囲とした。

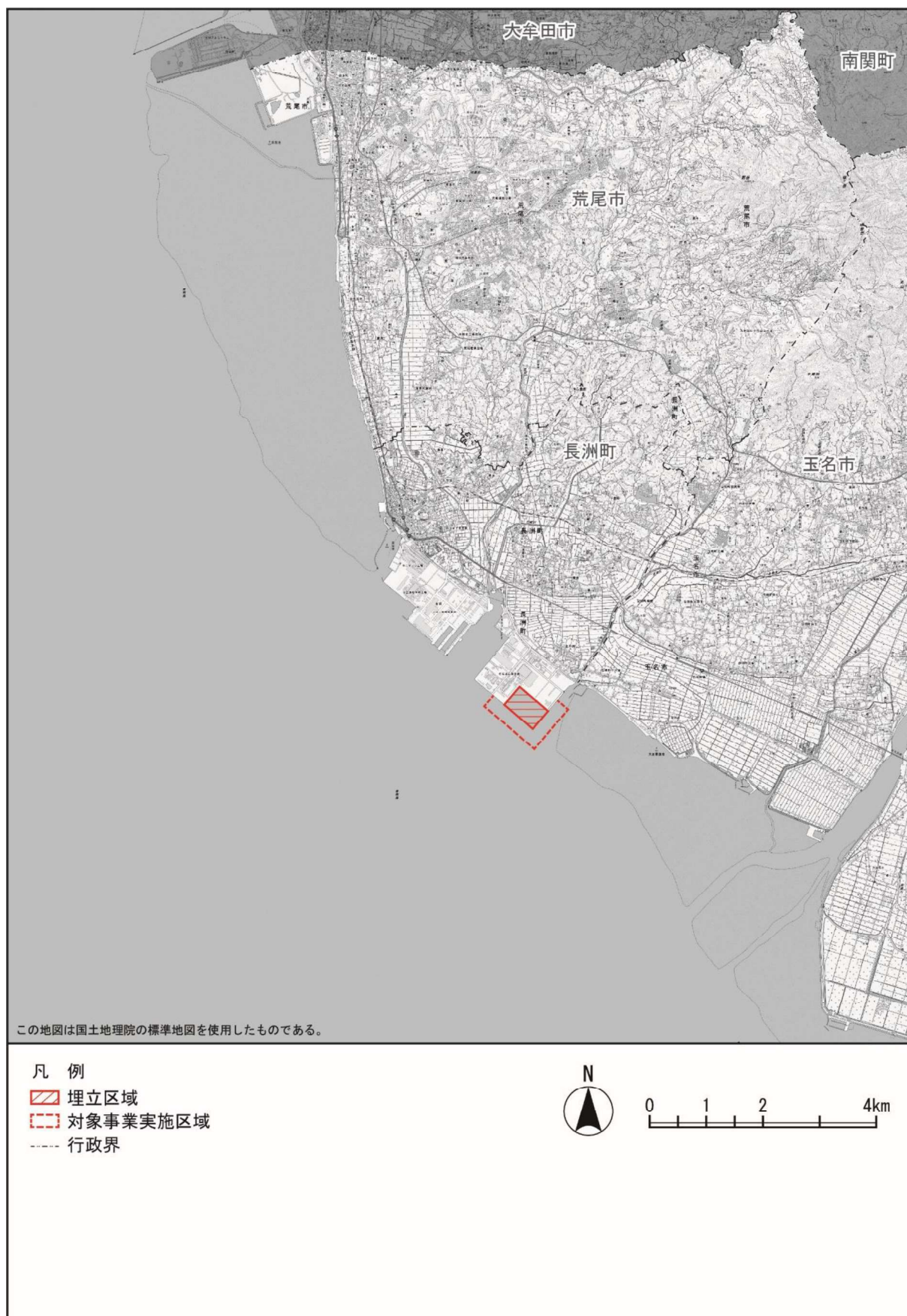


図 3-1 対象事業実施区域及びその周囲の位置図

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境

(1) 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における気象概況は表3-1に、気象観測所の位置は図3-2に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の気候は、日本の気候区分では九州気候区の内陸型気候区に属している。この気候区に含まれる地域は周囲を山で囲まれている平野部であるため日較差が大きく、九州でも夏の暑さや冬の寒さが厳しいのが特徴である。

また、対象事業実施区域最寄りの気象観測所である岱明観測所における令和6年の年平均気温は18.5℃、年間降水量は1,909.0mm、年平均風速は2.1m/sとなっている。

表 3-1 気象概況（岱明観測所）

年	気温(℃)					降水量(mm)				風向・風速(m/s)		
	平均			最高	最低	合計	日最大	最大		平均 風速	最大	
	日平均	日最高	日最低					1時間	10分間		風速	風向
R2	17.2	22.4	12.7	37.1	-2.6	2,418.5	221.5	49.0	18.0	2.0	14.4	南
R3	17.6	22.8	13.0	35.9	-4.5	1,881.5	206.5	37.0	12.5	2.1	12.9	南南西
R4	17.4	22.6	12.8	37.5	-4.1	1,309.5	100.5	38.5	15.0	2.0	11.3	南
R5	17.7	22.9	13.1	38.0	-5.7	1,567.0	79.5	45.5	19.0	2.2	10.5	北西
R6	18.5	23.5	14.2	38.4	-3.0	1,909.0	244.0	60.0	14.0	2.1	10.6	西南西

出典：「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ）

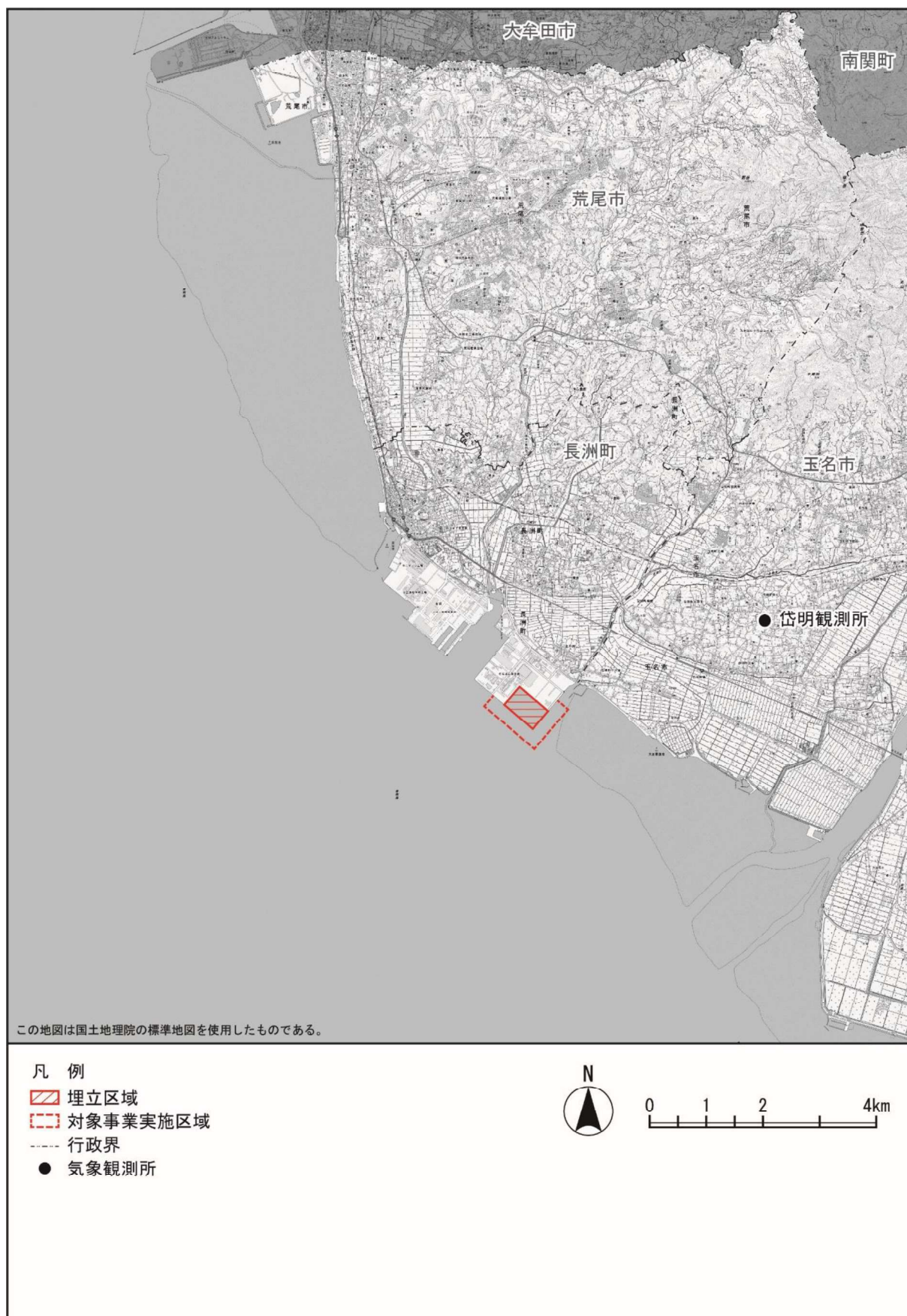


図 3-2 対象事業実施区域及びその周囲における気象観測所の位置図

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の荒尾運動公園測定局で大気汚染の常時監視が実施されている。

荒尾運動公園測定局の調査項目は表3-2に、位置は図3-3に示すとおりである。

表 3-2 大気汚染常時監視測定局における調査項目

測定局名		二酸化 硫黄	窒素 酸化物	光化学 オキシ ダント	浮遊 粒子状物質	微小 粒子状物質	風向 風速
一般局	荒尾運動公園	○	○	○	○	○	○

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

1) 二酸化硫黄

荒尾運動公園測定局における令和5年度の二酸化硫黄の調査結果は表3-3に、令和2年度から令和6年度における経年変化は図3-4に示すとおりである。

令和6年度における二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.004ppmであり、環境基準（長期的評価）を達成している。

また、二酸化硫黄の年平均値の経年変化は、概ね横ばいで推移している。

表 3-3 二酸化硫黄の調査結果（令和 6 年度）

測定局名		有効 測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価					長期的評価		
					1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数 とその割合		日 平均値が 0.04ppm を 超えた日数 とその割合		1 時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
一般局	荒尾運動公園	363	8,660	0.001	0	0.0	0	0.0	0.031	0.004	○	0

注 1) 環境基準は以下のとおりである。

短期的評価：1 時間値が 0.1ppm 以下で、かつ 1 時間値の平均値が 0.04ppm 以下であること。

長期的評価：年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること、かつ日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

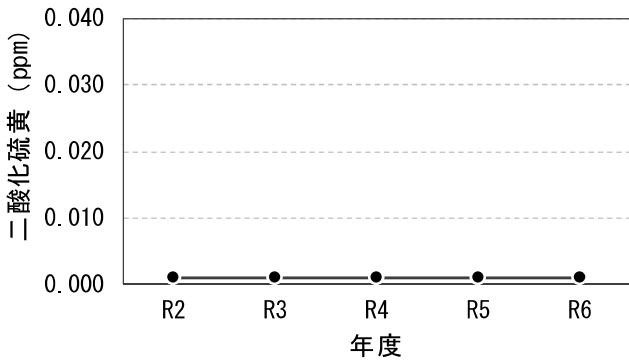


図 3-4 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 7 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

2) 二酸化窒素

荒尾運動公園測定局における令和6年度の二酸化窒素の調査結果は表3-4に、令和2年度から令和6年度における経年変化は図3-5に示すとおりである。

令和6年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.009ppmであり、環境基準を達成している。

また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、概ね横ばいで推移している。

表 3-4 二酸化窒素の調査結果（令和 6 年度）

測定局名		有効 測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその割合		日平均値 の年間 98%値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)
一般局	荒尾運動公園	361	8,652	0.004	0.029	0	0.0	0	0.0	0.009

注 1) 環境基準は以下のとおりである。

長期的評価：年間にわたる日平均値の 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

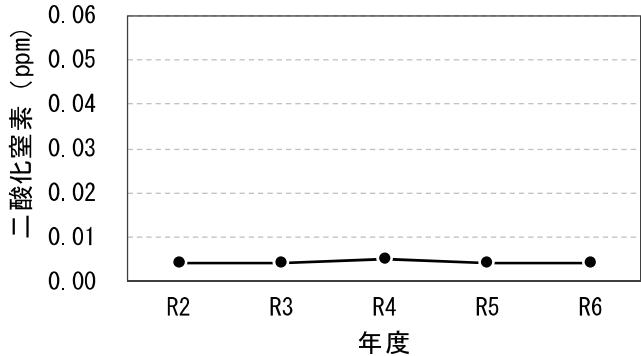


図 3-5 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

3) 光化学オキシダント

荒尾運動公園測定局における令和6年度の光化学オキシダントの調査結果は表3-5に、令和2年度から令和6年度における経年変化は図3-6に示すとおりである。

令和6年度における光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値は0.092ppmであり、環境基準を達成していないが、これは全国的に同様の傾向である。

また、光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、概ね横ばいで推移している。

表 3-5 光化学オキシダントの調査結果（令和 6 年度）

測定局名	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値 の年平均値	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm を 超えた日数 と時間数		昼間の 1 時間値 の最高値	昼間の日最高 1 時間値 の年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
一般局 荒尾運動公園	365	5,434	0.035	66	315	0	0	0.092	0.047

注 1) 環境基準は以下のとおりである。

昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

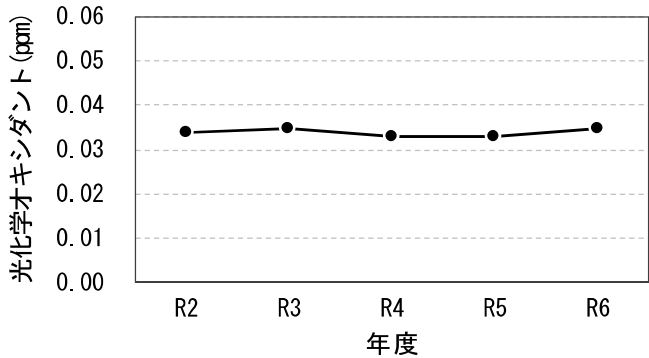


図 3-6 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値）

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

4) 浮遊粒子状物質

荒尾運動公園測定局における令和6年度の浮遊粒子状物質の調査結果は表3-6に、令和2年度から令和6年度における経年変化は図3-7に示すとおりである。

令和6年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.038mg/m³であり、環境基準（長期的評価）を達成している。

また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、概ね横ばいで推移している。

表 3-6 浮遊粒子状物質の調査結果（令和 6 年度）

測定局名		有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	短期的評価					長期的評価		
					1 時間値が 0.20 mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1 時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続 したことの有無	環境基準の 長期的評価 による日平均値 が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
一般局	荒尾運動公園	363	8,713	0.016	0	0.0	0	0.0	0.106	0.038	○	0

注 1) 環境基準は以下のとおりである。

短期的評価：1 時間値が 0.2mg/m³ 以下で、かつ 1 時間値の平均値が 0.1mg/m³ 以下であること。

長期的評価：年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下であること、かつ日平均値が 0.1mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

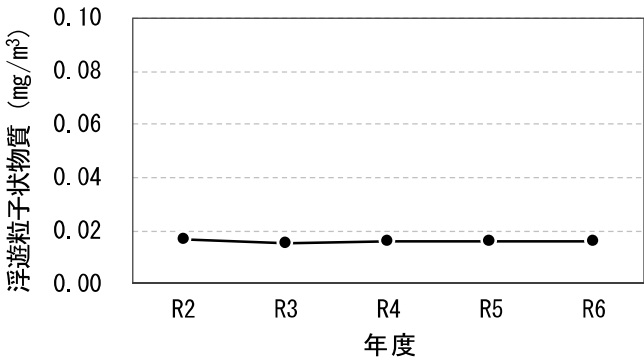


図 3-7 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

5) 微小粒子状物質

荒尾運動公園測定局における令和6年度の微小粒子状物質の調査結果は表3-7に、令和2年度から令和6年度における経年変化は図3-8に示すとおりである。

令和6年度における微小粒子状物質の日平均値の年間98%値は $31.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、年平均値は $11.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成している。

また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、減少傾向にある。

表 3-7 微小粒子状物質の調査結果（令和 6 年度）

測定局		有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた 日数とその割合		日平均値の 年間最大値
		(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
一般局	荒尾運動公園	360	11.2	31.5	1	0.3	37.0

注 1) 以下の長期基準、短期基準の両方を満足した場合に環境基準達成。

長期基準：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：年間にわたる日平均値の 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

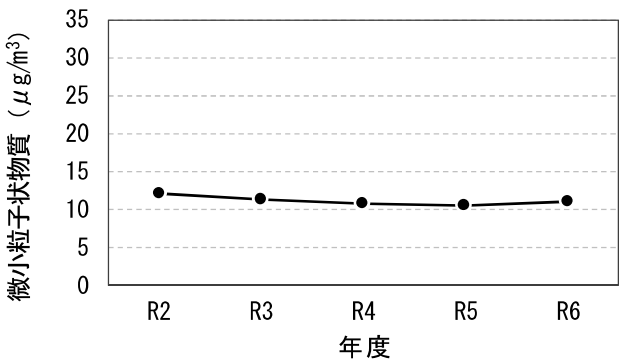


図 3-8 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

6) ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲では、平成25年度に大気環境に係るダイオキシン類の調査が行われている。

大気環境に係るダイオキシン類の調査結果は表3-8に、調査地点は図3-9に示すとおりである。

平成25年度における大気環境に係るダイオキシン類の平均値は $0.021 \sim 0.022 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成している。

表 3-8 大気環境に係るダイオキシン類の調査結果

					単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$
No.	調査地点	夏季	冬季	平成 25 年度の平均値	環境基準値
1	長洲浄化センター	0.019	0.023	0.021	0.6
2	玉名市立大野小学校	0.022	0.022	0.022	

注 1) 表中の番号は図 3-9 と対応している。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 49 報）」（平成 26 年 9 月、熊本県環境生活部環境保全課）

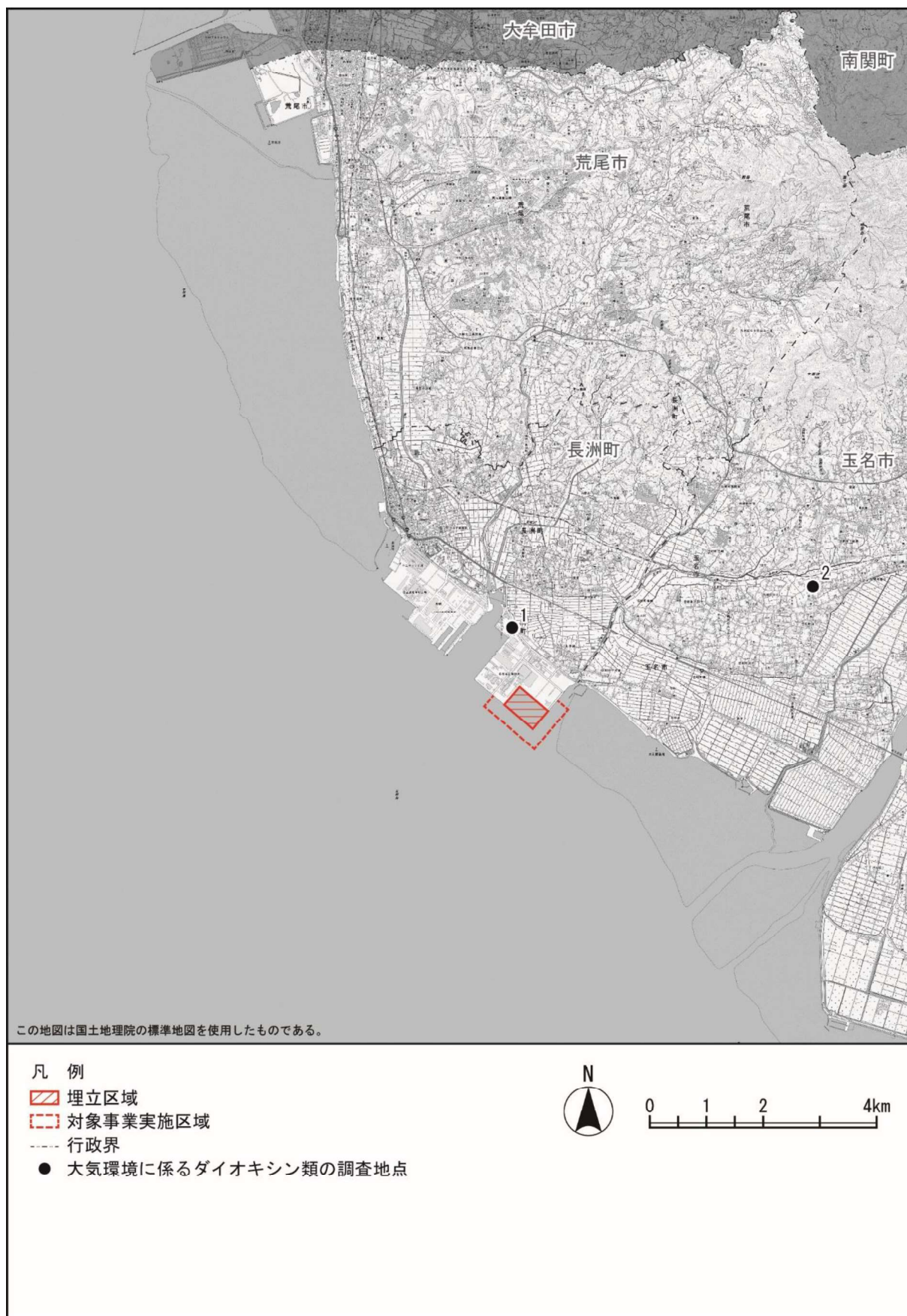


図 3-9 対象事業実施区域及びその周囲における大気環境に係るダイオキシン類の調査地点位置図

注 1) 図中の番号は表 3-8 に対応している。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 49 報）」（平成 26 年 9 月、熊本県環境生活部環境保全課）

(3) 騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、主要幹線道路沿道において自動車騒音の調査が行われている。

自動車騒音の調査結果は表3-9に、調査地点は図3-10に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、昼間、夜間ともに4地点で環境基準を達成していないが、それ以外では達成している。

表 3-9 自動車騒音の調査結果

単位：デシベル

No.	調査地点	路線名	環境基準 類型	騒音レベル		環境基準値		調査年度
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1	荒尾市増永	一般国道 389 号	B	71	68	70	65	令和元年度
2	荒尾市野原	一般国道 208 号	C	72	67			
3	玉名市岱明町鍋	一般国道 501 号	C	61	57			
4	玉名市岱明町高道	一般国道 501 号	C	63	59			
5	荒尾市宮内	平山荒尾線	B	66	59			令和2年度
6	荒尾市荒尾	大谷長洲港線	A	63	56			
7	荒尾市原万田	荒尾南関線	A	69	58			令和3年度
8	荒尾市府本	荒尾長洲線（新道）	C	64	56			
9	玉名郡長洲町大字長洲	一般国道 389 号	C	67	63			
10	玉名郡長洲町大字長洲	一般国道 389 号	C	60	53			
11	玉名市岱明町扇崎	長洲玉名線	C	63	53			令和4年度
12	玉名市岱明町野口	長洲玉名線	B	69	59			
13	荒尾市大島町4丁目	一般国道 389 号	C	71	68			
14	荒尾市増永	一般国道 208 号	B	69	65			
15	玉名市岱明町西照寺	一般国道 208 号	C	72	67			
16	玉名市築地	一般国道 208 号	C	68	62			

注1) 表中の番号は図3-10と対応している。

注2) 〇は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「環境GIS 自動車騒音の常時監視結果（2019～2022年度）」（国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(4) 振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、振動の調査は実施されていない（出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第60報）」（令和8年1月、熊本県環境生活部環境保全課））。



注 1) 図中の番号は表 3-9 に対応している。

出典：「環境 GIS 自動車騒音の常時監視結果（2019～2022 年度）」（国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境

(1) 水象の状況

1) 潮汐

対象事業実施区域における潮位の状況は、表3-10及び図3-11に示すとおりである。

対象事業実施区域の平均水面 (M. S. L) は+2.66m、朔望平均満潮面 (H. W. L) は+5.11m、朔望平均干潮面 (L. W. L) は+0.09mである。

また、潮位差は約5mであり、対象事業実施区域は潮汐の影響が大きな海域となっている。

表 3-10 対象事業実施区域における潮位

単位：m

名称	T. P. による高さ	D. L. による高さ
朔望平均満潮面 (H. W. L)	+2.56	+5.11
平均水面 (M. S. L)	+0.11	+2.66
東京湾平均海面 (T. P.)	+0.00	+2.55
朔望平均干潮面 (L. W. L)	-2.46	+0.09

注 1) T. P. : Tokyo Peil の略で、全国の標高の基準となる海水面（東京湾平均海面）を示す。

注 2) D. L. : Datum Level の略で、港湾、海岸毎に決められた水深の工事用基準面を示す。

出典：熊本県県北広域本部玉名地域振興局資料



図 3-11 対象事業実施区域における潮位図

出典：熊本県県北広域本部玉名地域振興局資料

2) 潮流

(a) 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告

「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」（平成29年3月、有明海・八代海等総合調査評価委員会）に整理された有明海の潮流の状況は、図3-12に示すとおりである。

平均大潮期における流速は、対象事業実施区域の沖で1.6ノット（約0.8m/s）となっている。

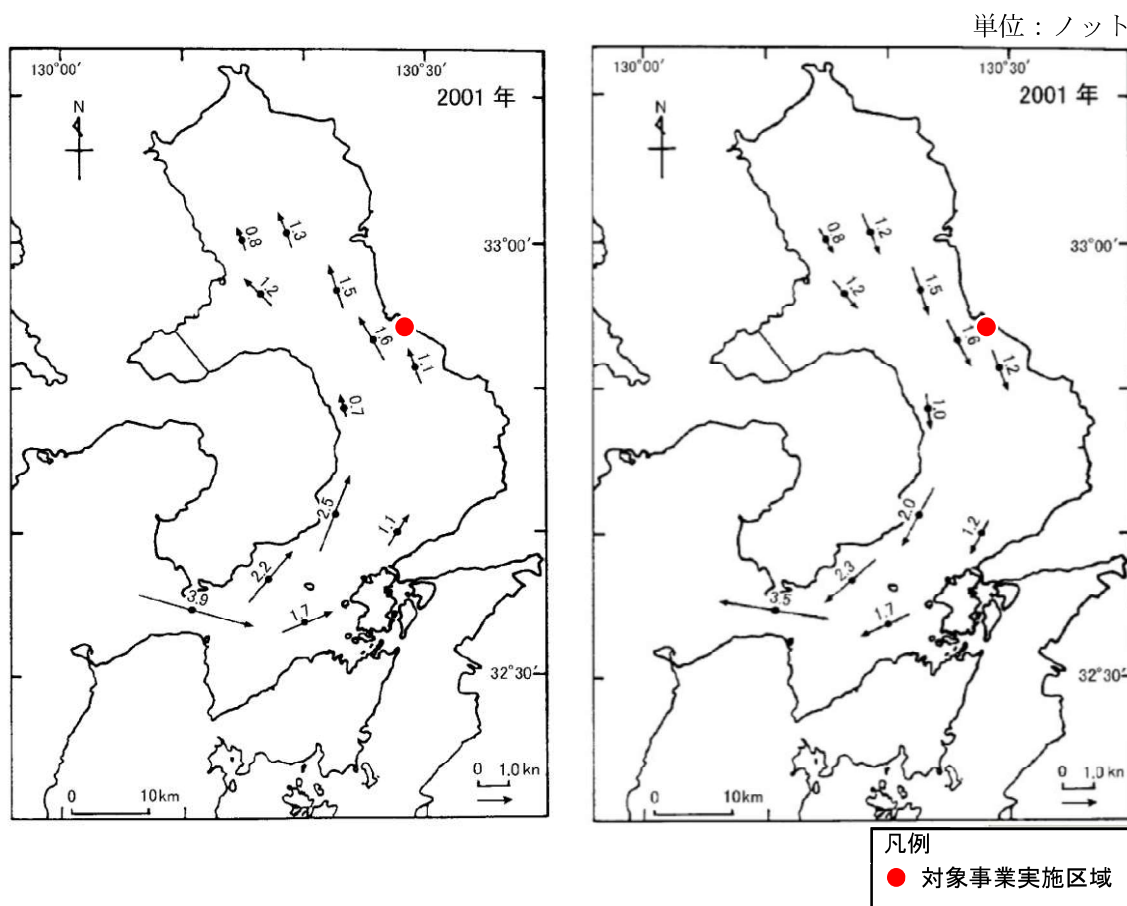


図 3-12 潮流図（平均大潮時の海面下 3m）（左図：上げ潮流、右図：下げ潮流）

注 1) 各地点の潮流は平均流を含まず、平均大潮時に換算されている。

出典：「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」（平成 29 年 3 月、有明海・八代海等総合調査評価委員会）

「有明海の潮流新旧比較観測結果について」（平成 15 年、海洋情報部研究報告第 39 号 小田、大庭、柴田）

(b) 事業者による過年度観測

a) 平成 26 年度実施

平成 26 年度に事業者が実施した対象事業実施区域の周辺海域における潮流調査の概要は表 3-11 に、調査地点位置は図 3-13 に、調査結果は図 3-14 に示すとおりである。

表 3-11 潮流調査の概要（平成 26 年度）

調査項目	調査期間	調査場所	設置水深	調査機器
連続観測 (流向・流速)	平成 26 年 6 月 3 日～17 日	St. 1、St. 2	海底上 0.3m	流速計
		St. 3、St. 4	海底上 0.5m	

出典：熊本県土木部港湾課資料

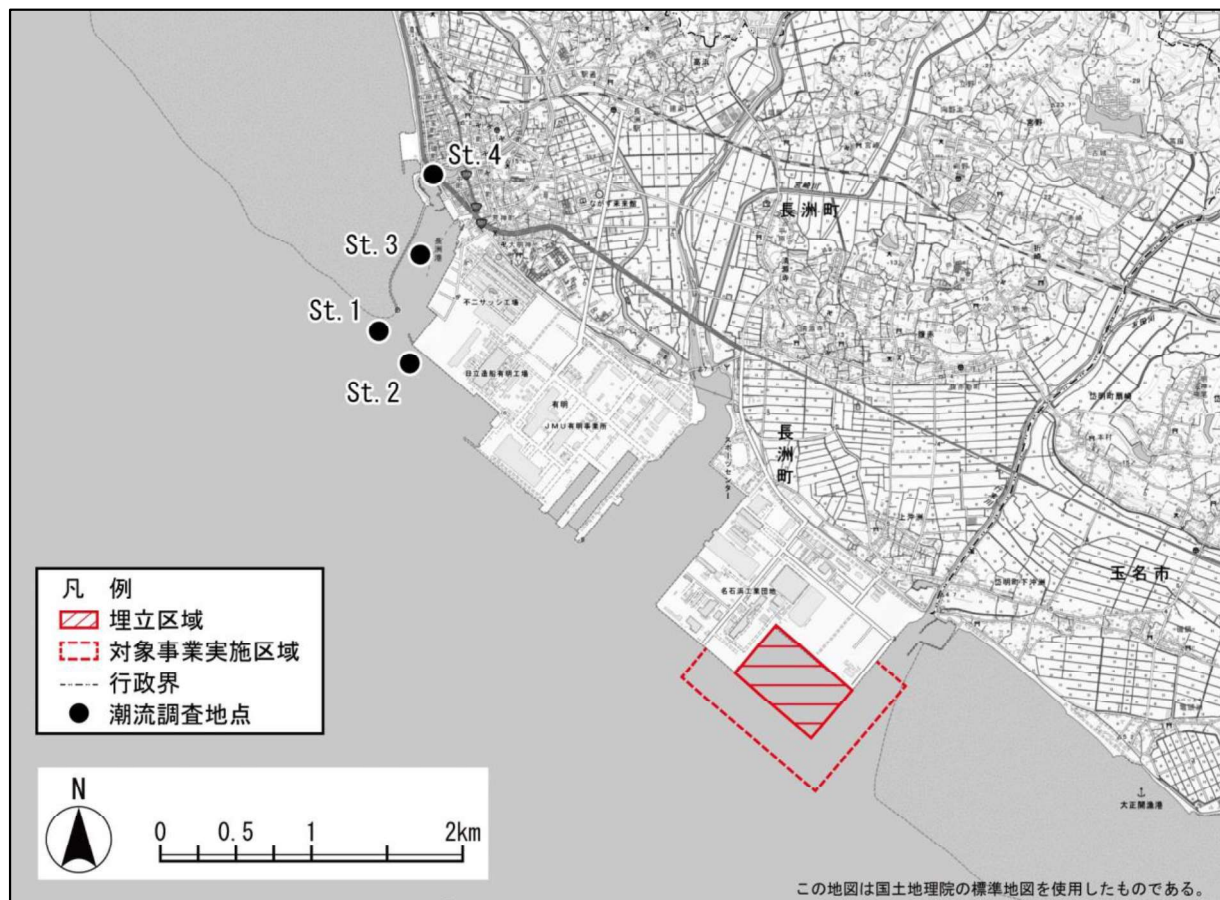


図 3-13 潮流の調査地点位置図（平成 26 年度）

出典：熊本県土木部港湾課資料

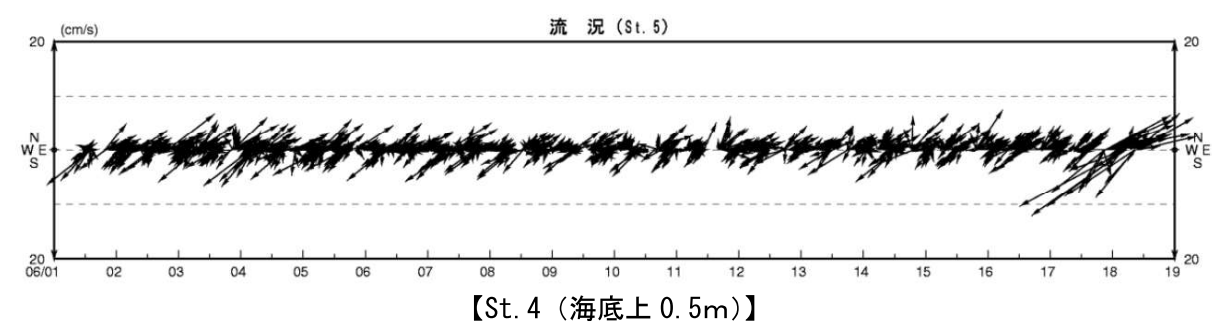
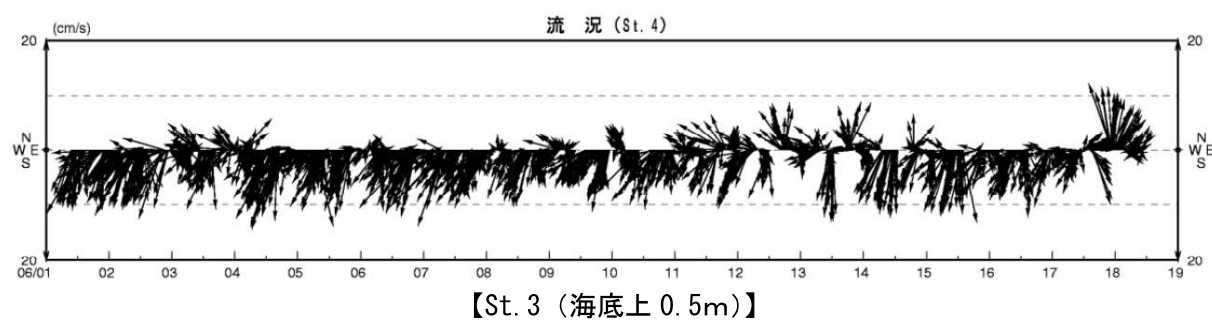
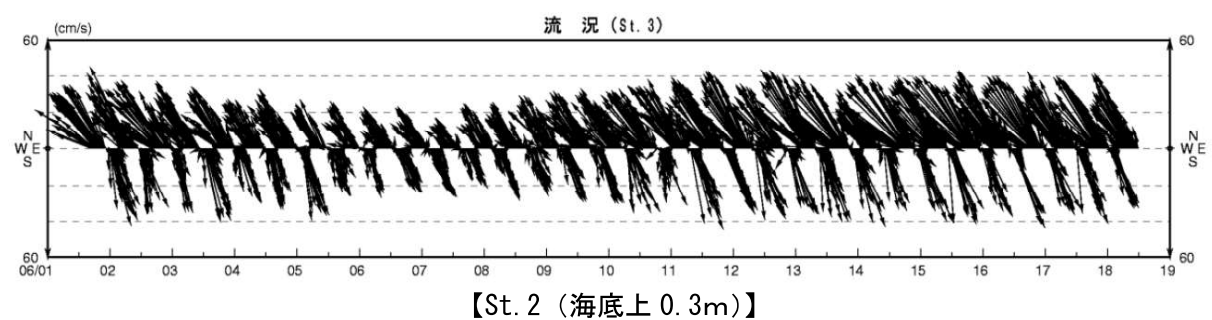
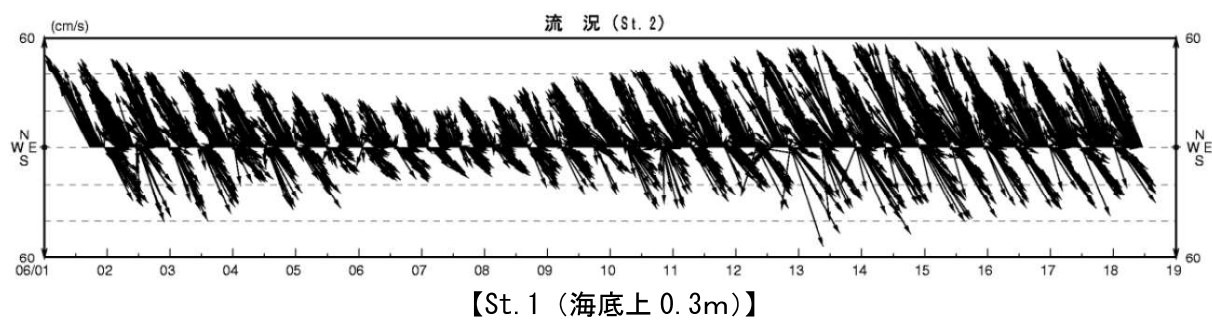


図 3-14 潮流の調査結果 (平成 26 年度)

出典：熊本県土木部港湾課資料

b) 令和 2 年度実施

令和 2 年度に事業者が実施した対象事業実施区域の周辺海域における潮流調査の概要は表 3-12 に、調査地点位置は図 3-15 に、調査結果は図 3-16 に示すとおりである。

表 3-12 潮流調査の概要（令和 2 年度）

調査項目	調査期間	調査場所	設置水深	調査機器
連続観測 (流向・流速)	令和 2 年 7 月 24 日～8 月 8 日	St. A	・ 上層 (海面下 0.5m) ・ 下層 (海底上 0.5m)	流速計
		St. C、St. D	・ 下層 (海底上 0.1m)	
	令和 2 年 7 月 22 日～8 月 6 日	St. B、St. E	・ 上層 (海面下 0.5m) ・ 下層 (海底上 0.5m)	

出典：熊本県土木部港湾課資料

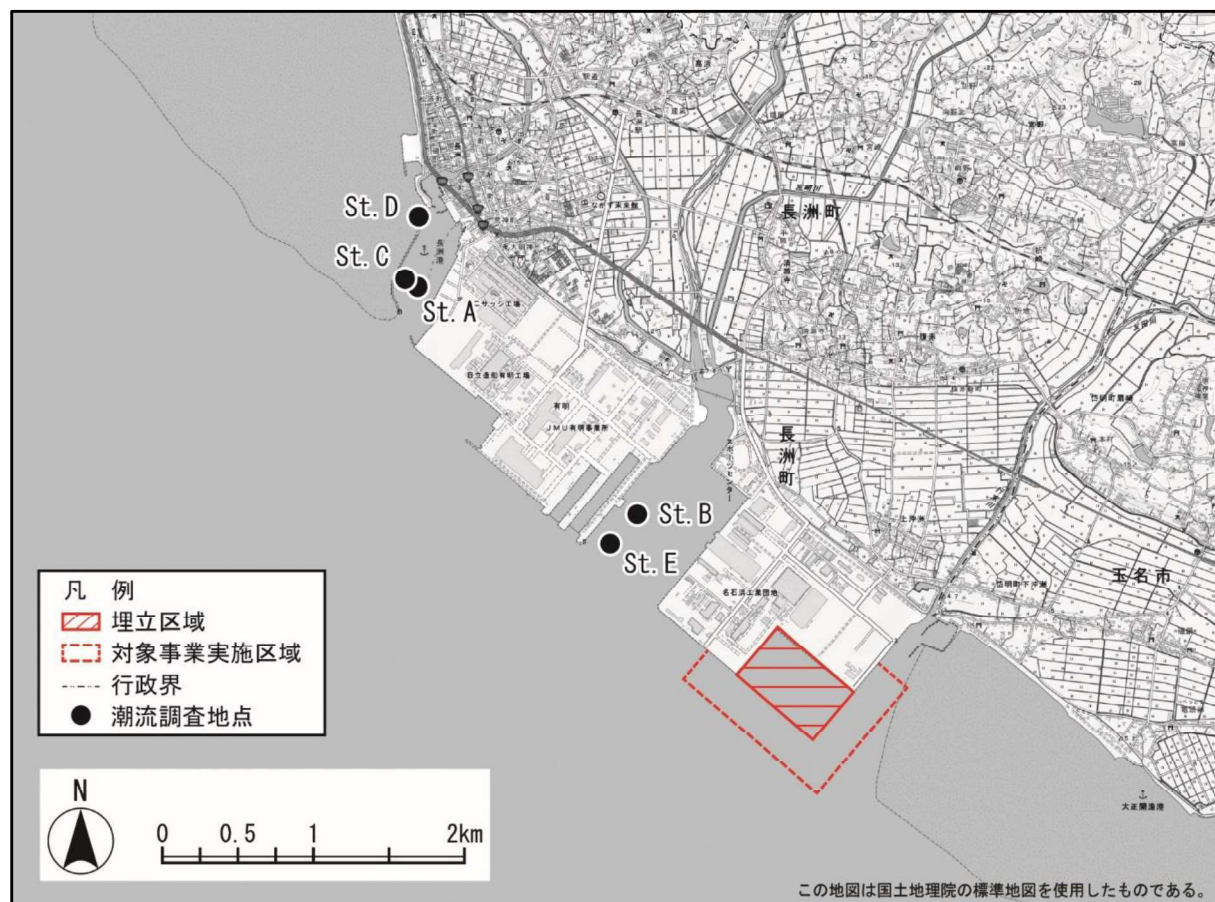


図 3-15 潮流の調査地点位置図（令和 2 年度）

出典：熊本県土木部港湾課資料

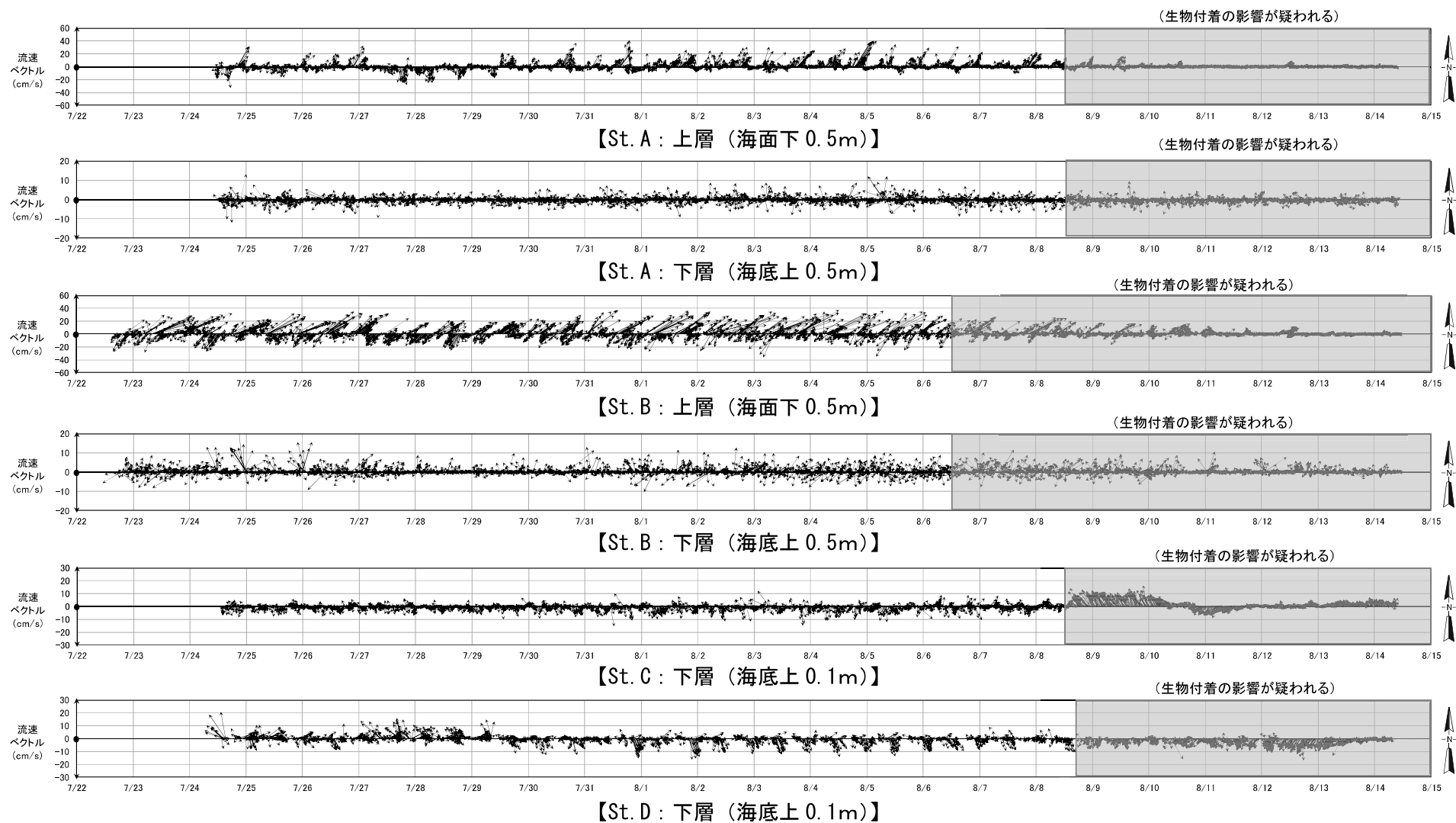


図 3-16(1) 潮流の調査結果 (令和 2 年度)

出典：熊本県土木部港湾課資料

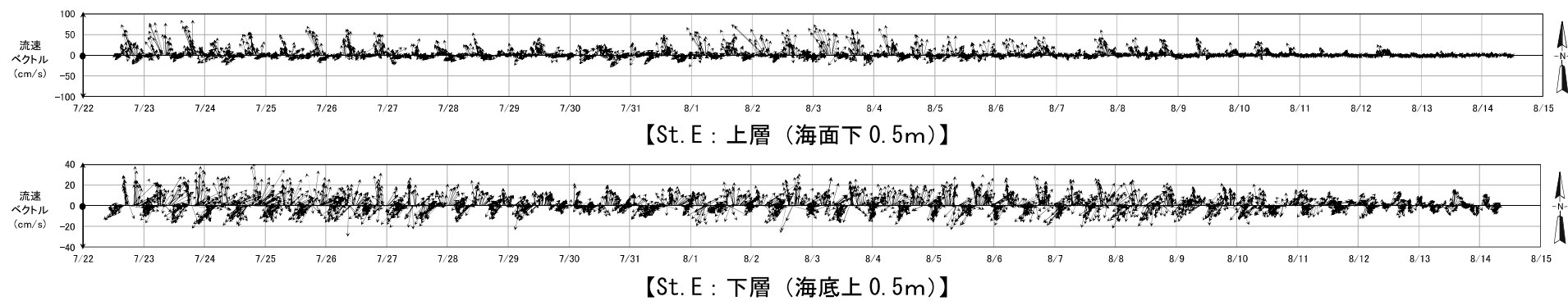


図 3-16(2) 潮流の調査結果 (令和 2 年度)

出典：熊本県土木部港湾課資料

3) 河川

対象事業実施区域及びその周囲における河川の一覧は表3-13に、河川の位置は図3-17に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、一級河川の菊池川、二級河川を行末川、菜切川、浦川、宮崎川等がある。

表 3-13 河川一覧

種別	水系	河川名
一級河川	菊池川水系	菊池川
二級河川	行末川水系	行末川
		友田川
		今泉川
	菜切川水系	菜切川
		川登川
	関川水系	関川
	浦川水系	浦川
		増永川
	単独川水系	境川
		宮崎川

出典：「くまもとの河川と海岸」（平成 27 年 3 月、熊本県土木部河川課）



図 3-17 対象事業実施区域及びその周囲における河川位置図

出典：「くまもとの河川と海岸」（平成 27 年 3 月、熊本県土木部河川課）

(2) 水質の状況

1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の河川における令和6年度の水質調査結果は表3-14及び表3-15に、調査地点位置は図3-18に示すとおりである。

生活環境項目（河川）については、水素イオン濃度（pH）及び大腸菌数で環境基準を達成していない地点があるが、それ以外は達成している。

健康項目については、測定が行われた全項目において全地点で環境基準を達成している。

表 3-14(1) 河川における水質調査結果（生活環境項目：令和6年度）

No.	水域名	地点名	類型	pH		DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)		
				最小 ～ 最大	m/n	最小 ～ 最大	m/n	平均值	最小 ～ 最大	x/y	75% 値	最小 ～ 最大	m/n	平均值	最小 ～ 最大	m/n	90%値
1	関川	岩本橋	A	7.3 ～ 7.6	0/4	9 ～ 13	0/4	11	0.7 ～ 13.0	1/4	1.7	<1 ～ 1	0/4	1	50 ～ 530	1/2	530
2		助丸橋	A	8.0 ～ 9.3	2/6	9.5 ～ 11.0	0/6	10.0	0.5 ～ 1.8	0/6	1.0	2 ～ 5	0/6	4	19 ～ 210	0/6	210
3	浦川	中増永橋	C	7.7 ～ 8.4	0/6	7.7 ～ 11	0/6	9.6	1.5 ～ 4.6	0/6	4.0	2 ～ 12	0/6	6	—	—	—
4		一部橋	D	7.5 ～ 9.0	2/12	3.6 ～ 16	0/12	10.0	1.7 ～ 8.3	1/12	3.9	3 ～ 17	0/12	9	—	—	—
5		思案橋	D	7.7 ～ 9.1	1/4	12 ～ 16	0/4	15.0	2.1 ～ 6.9	0/4	3.2	8 ～ 16	0/4	12	<1 ～ 48	/2	48
6		長洲鉄橋下	D	8.2 ～ 9.8	7/12	9.1 ～ 22	0/12	13.0	3.1 ～ 14.0	3/12	6.1	4 ～ 17	0/12	13	—	—	—
7	増永川	食品工場上流	—	7.3 ～ 8.4	/4	6.2 ～ 12.0	/4	8.9	2.0 ～ 7.7	/4	6.0	1 ～ 8	/4	4	—	—	—
8		増永橋	—	7.2 ～ 7.6	/4	6.3 ～ 10	/4	7.5	2.0 ～ 12.0	/4	5.0	1 ～ 5	/4	3	2,300 ～ 44,000	/2	44,000
9	菜切川	今寺橋	B	7.6 ～ 7.9	0/4	8 ～ 13	0/4	10	0.5 ～ 1.8	0/4	0.9	<1 ～ 6	0/4	2	320 ～ 1,200	1/2	1,200
10		蠣原橋	B	7.4 ～ 7.7	0/4	9 ～ 12	0/4	11	0.7 ～ 2.0	0/4	1.4	<1 ～ 1	0/4	1	44 ～ 1,100	1/2	1,100
11		葛輪橋	B	7.3 ～ 8.5	0/4	12 ～ 13	0/4	12.0	1.4 ～ 10.0	1/4	1.8	<1 ～ 9	0/4	4	24 ～ 620	0/2	620
12		波華家橋	B	7.5 ～ 9.3	4/12	7.3 ～ 15	0/12	11.0	1.0 ～ 5.8	2/12	2.2	2 ～ 22	0/12	6	4 ～ 87	0/6	87
環境基準			A	6.5～8.5		7.5 以上			2 以下			25 以下			300 以下		
			B	6.5～8.5		5 以上			3 以下			25 以下			1,000 以下		
			C	6.5～8.5		5 以上			5 以下			50 以下			—		
			D	6.0～8.5		2 以上			8 以下			100 以下			—		

表 3-14(2) 河川における水質調査結果（生活環境項目：令和 6 年度）

No.	水域名	地点名	類型	pH		DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)		
				最小 ～ 最大	m/n	最小 ～ 最大	m/n	平均値	最小 ～ 最大	x/y	75% 値	最小 ～ 最大	m/n	平均値	最小 ～ 最大	m/n	90%値
13	行末川	行末橋	B	7.4 ～ 8.7	1/12	5.8 ～ 13	0/12	9.5	1.2 ～ 4.0	1/12	2.6	4 ～ 24	0/12	12	35 ～ 820	0/6	820
14	境川	清松橋	C	7.3 ～ 8.5	0/6	6.8 ～ 11	0/6	9.4	1.1 ～ 3.5	0/6	2.7	5 ～ 29	0/6	15	—	—	—
15	菊池川	新大浜橋	A	7.6 ～ 8.1	0/6	7.2 ～ 10	2/6	8.4	0.5 ～ 1.9	0/6	1.5	5 ～ 30	1/6	15	10 ～ 54	0/6	54
環境基準				A	6.5～8.5	7.5 以上			2 以下			25 以下			300 以下		
				B	6.5～8.5	5 以上			3 以下			25 以下			1,000 以下		
				C	6.5～8.5	5 以上			5 以下			50 以下			—		

注 1) 表中の番号は図 3-18 に対応している。

注 2) ■ は環境基準を達成していないことを示す。

注 3) m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、x：環境基準に値しない日数、y：総観測日

平均値：日間平均値の年平均値、75%値：日間平均値の 75%値、90%値：日間平均値の 90%値

出典：「令和 6 年度（2024 年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」

（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

表 3-15 河川における水質調査結果（健康項目：令和 6 年度）

単位：mg/L

No.	12	13	14	15	環境基準
水域名	菜切川	行末川	境川	菊池川	
地点名	波華家橋	行末橋	清松橋	新大浜橋	
カドミウム	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	0.02 以下
砒素	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	—	—	—	—	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素	1.00	0.48	0.50	1.00	—
亜硝酸性窒素	0.01	0.01	0.01	<0.01	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.00	0.59	0.77	1.30	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 3-18 に対応している。

注 2) —：調査未実施、<：定量下限値未満

出典：「令和 6 年度（2024 年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」

（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

また、対象事業実施区域及びその周囲では、平成29年度に水質に係るダイオキシン類の調査が行われている。

水質に係るダイオキシン類の調査結果は表3-16に、調査地点は図3-18に示すとおりである。

平成29年度における水質に係るダイオキシン類の調査結果は0.66pg-TEQ/Lであり、環境基準を達成している。

表 3-16 水質に係るダイオキシン類の調査結果

単位：pg-TEQ/L

No.	水域名	地点名	水質	環境基準
6	浦川	長洲鉄橋下	0.66	1 以下

注 1) 表中の番号は図 3-20 と対応している。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 53 報）」（平成 30 年 9 月、熊本県環境生活部環境保全課）

2) 海域

対象事業実施区域の周辺海域における令和6年度の水質調査結果は表3-17及び表3-18に、調査地点位置は図3-18に示すとおりである。

生活環境項目（海域）については、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）及び化学的酸素要求量（COD）で環境基準を達成していない地点があるが、それ以外は達成している。

健康項目については、測定が行われた全項目において全地点で達成している。

表 3-17 海域における水質調査結果（生活環境項目：令和 6 年度）

No.	水域名	地点名	類型	pH		DO (mg/L)			COD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)		
				最小 ～ 最大	m/n	最小 ～ 最大	m/n	平均值	最小 ～ 最大	x/y	75%値	最小 ～ 最大	m/n	平均值	最小 ～ 最大	m/n	90%値
16	有明海 (5)	St-3	C	8.0 ～ 8.2	0/6	4.8 ～ 9.7	0/6	7.1	2.2 ～ 2.9	0/6	2.9	5 ～ 16	/6	12	—	—	—
17	有明海 (6)	St-4	B	8.1 ～ 8.7	2/12	5.4 ～ 10.0	0/15	7.8	1.9 ～ 5.7	2/12	2.5	1 ～ 16	/12	8	—	—	—
18	有明海 (15)	St-1	A	8.2 ～ 8.7	1/12	6.3 ～ 9.4	7/15	7.7	1.7 ～ 4.6	9/12	2.6	1 ～ 19	/12	5	0 ～ 0	0/2	0
19		St-2	A	7.9 ～ 8.6	1/12	4.7 ～ 9.7	9/15	7.4	1.8 ～ 6.3	11/12	2.8	2 ～ 40	/12	14	1 ～ 3	0/2	3
20		St-5	A	8.2 ～ 8.8	3/12	6.6 ～ 11.0	3/15	8.6	1.8 ～ 6.1	6/12	2.4	1 ～ 5	/12	3	—	—	—
21		K-17	A	8.2 ～ 8.8	4/12	7.4 ～ 11.0	2/15	8.7	1.5 ～ 4.9	8/12	2.4	1 ～ 8	/12	4	—	—	—
22		K-20	A	8.0 ～ 8.7	2/12	6.2 ～ 10.0	4/15	7.9	1.7 ～ 4.4	6/12	2.4	1 ～ 3	/12	2	—	—	—
環境基準			A	7.8～8.3		7.5 以上			2 以下			—			300 以下		
			B	7.8～8.3		5 以上			3 以下			—			—		
			C	7.0～8.3		2 以上			8 以下			—			—		

注 1) 表中の番号は図 3-18 に対応している。

注 2) ■ は環境基準を達成していないことを示す。

注 3) m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、x：環境基準に値しない日数、y：総観測日

平均値：日間平均値の年平均値、75%値：日間平均値の 75%値、90%値：日間平均値の 90%値

注 4) —：調査未実施、<：定量下限値未満

注 5) 原則、採水は大潮時に実施しており、表中の値は表層の調査結果を示す。

出典：「令和 6 年度（2024 年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」

（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

表 3-18 海域における水質調査結果（健康項目：令和 6 年度）

単位：mg/L

No.	17	18	19	20	21	22	環境基準
水域名	有明海(6)	有明海(15)					
地点名	St-4	St-1	St-2	St-5	K-17	K-20	
カドミウム	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
砒素	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	—	0.0005 以下
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.004 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素	0.04	0.03	0.04	0.05	0.05	0.02	—
亜硝酸性窒素	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.05	0.04	0.05	0.06	0.07	0.04	10 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 3-18 に対応している。

注 2) —：調査未実施、<：定量下限値未満

出典：「令和 6 年度（2024 年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」

（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

(3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の水底の底質の調査結果は表3-19に、調査地点位置は図3-18に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の水底の底質は、カドミウムが0.05未満～0.29mg/kg、鉛が1.7～24mg/kg、砒素が1.6～9.4mg/kg、総水銀が0.003～0.16mg/kg、全クロムが3.8～64mg/kg、シアン及びPCBが定量下限値未満となっている。

表 3-19 水底の底質の調査結果（令和 6 年度）

単位：mg/kg（ただし強熱減量は％）

No.		4	15	16	17	18	19
水域名		浦川	菊池川	有明海			
地点名		一部橋	新大浜橋	St-3	St-4	St-1	St-2
性状	色相	黒色	茶色	黒灰色	黒灰色	黒灰色	黒灰色
	外観	砂	砂	シルト	シルト	貝殻混砂及びシルト	貝殻混砂及びシルト
カドミウム（Cd）		0.17	<0.05	0.29	0.27	0.13	0.09
シアン（CN）		<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛（Pb）		11.0	1.7	24	22	6.5	10
六価クロム（6-Cr）		—	—	—	—	—	—
砒素（As）		1.9	1.6	9.4	9.0	6.1	7.4
総水銀（T-Hg）		0.01	<0.01	0.16	0.15	0.003	0.05
アルキル水銀（R-Hg）		—	—	—	—	—	—
PCB		<0.01	—	<0.01	<0.01	—	—
亜鉛（Zn）		—	—	—	—	—	—
全クロム（T-Cr）		19	3.8	64	59	39	40
硫化物		—	—	—	—	—	—
強熱減量		—	—	—	—	—	—

注 1）表中の番号は図 3-18 に対応している。

注 2）—：調査未実施、<：定量下限値未満

出典：「令和 6 年度（2024 年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」

（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

また、対象事業実施区域及びその周囲では、平成29年度に水底の底質に係るダイオキシン類の調査が行われている。

水底の底質に係るダイオキシン類の調査結果は表3-20に、調査地点は図3-18に示すとおりである。

平成29年度における水底の底質の調査結果は140pg-TEQ/gであり、環境基準を達成している。

表 3-20 水底の底質に係るダイオキシン類の調査結果

単位：pg-TEQ/g

No.	水域名	地点名	水底の底質	環境基準
6	浦川	長洲鉄橋下	140	150 以下

注 1）表中の番号は図 3-18 と対応している。

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 53 報）」（平成 30 年 9 月、熊本県環境生活部環境保全課）

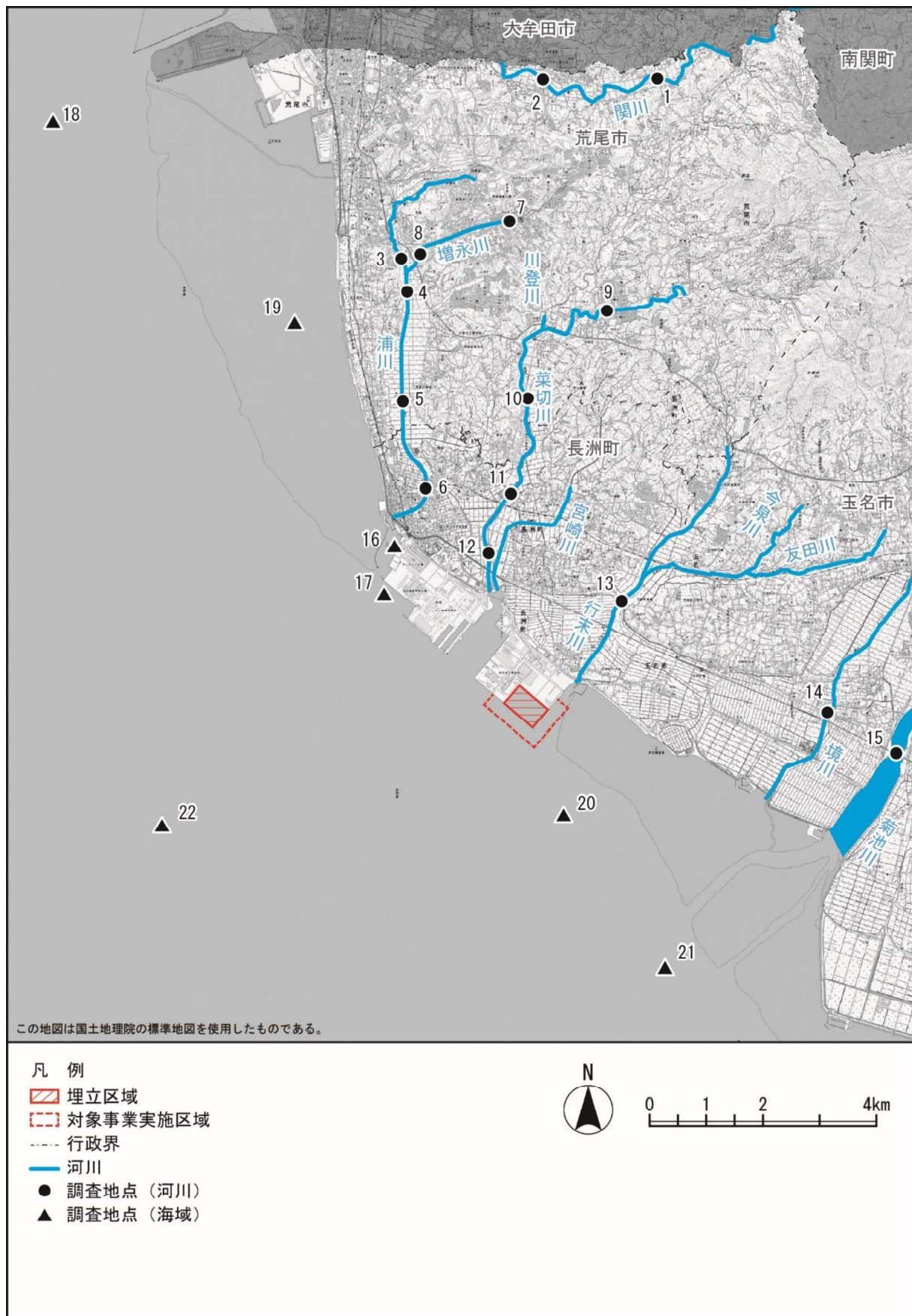


図 3-18 対象事業実施区域及びその周囲における水質、水底の底質の調査地点位置図

注 1) 図中の番号は表 3-14～表 3-20 に対応している。
出典：「水環境総合情報サイト」（環境省ホームページ）

さらに、事業者が実施した、令和6年度の長洲港内における浚渫土砂に係る水底の底質の調査結果は表3-21に、調査地点位置は図3-19に示すとおりである。

水底の底質の調査結果は、全項目において全地点で水底土砂に係る判定基準等を達成している。

表 3-21 長洲港内の浚渫土砂に係る水底の底質の調査結果（令和 6 年度）

分析項目	単位	分析結果		基準
		No. 1	No. 2	
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出 (<0.0005)	不検出 (<0.0005)	検出されないこと。
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
有機リン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	2 以下
弗化物	mg/L	0.3	0.3	15 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	0.3 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.25	<0.25	2.5 以下
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	2 以下
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.2 以下
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.5 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下
フェノール類	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.16	0.20	10 以下
<含有量試験>				
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	40 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/g-dry	10	15	150 以下

注 1) 表中の番号は図 3-19 に対応している。

注 2) <: 定量下限値未満

注 3) フェノール類に係る基準は海洋投入基準を、含有量試験のダイオキシン類に係る基準は環境基準を、それ以外の項目の基準は水底土砂に係る判定基準を示す。

注 4) 「検出されないこと。」とは、調査結果が定量限界を下回ることをいう。

出典：熊本県県北広域本部玉名地域振興局資料

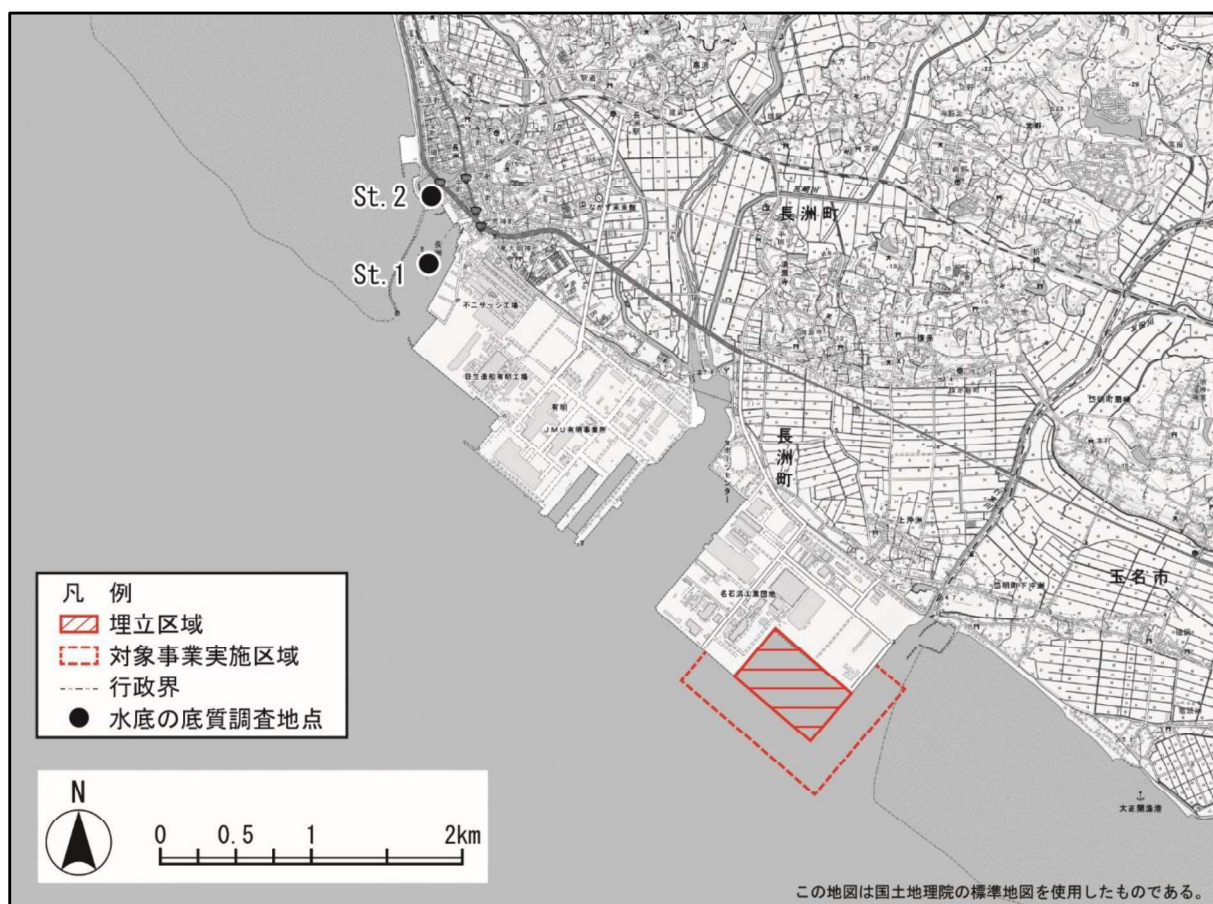


図 3-19 水底の底質の調査地点位置図

注 1) 図中の番号は表 3-21 に対応している。

出典：熊本県県北広域本部玉名地域振興局資料

(4) 地下水の状況

関係市町では令和6年度に地下水質調査の概況調査が3地点（荒尾市2地点、玉名市1地点）、継続監視調査が26地点（長洲町1地点、荒尾市19地点、玉名市6地点）で実施されている。

地下水質の調査結果は、表3-22に示すとおりである。

概況調査では、1地点（玉名市）でふっ素が環境基準を達成していない。

継続監視調査では、1地点（玉名市）で砒素が、1地点（玉名市）でテトラクロロエチレンが、6地点（荒尾市5地点、玉名市1地点）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、4地点（長洲町1地点、玉名市3地点）でふっ素が環境基準を達成していない。

また、関係市町では、平成25年度に地下水に係るダイオキシン類の調査が行われている。

地下水に係るダイオキシン類の調査結果は、表3-23に示すとおりである。

平成25年度における地下水に係るダイオキシン類の調査結果はいずれの地点も0.041pg-TEQ/Lであり、環境基準を達成している。

表 3-22 地下水質調査結果（令和6年度）

単位：mg/L

調査	市町	地区名	井戸 番号	砒素	クロロエ チレン	1,1-ジクロ ロエチレン	1,2-ジクロ ロエチレン	トリクロ ロエチレン	テトラクロ ロエチレン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	井戸 深度 [m]	用途	
概況調査	荒尾市	川登	T-3	<0.005	<0.0002	<0.002	<0.008	<0.001	<0.0005	6.7	<0.08	50	雑用	
		牛水	T-4	<0.005	<0.0002	<0.002	<0.008	<0.001	<0.0005	1.5	<0.08	8	雑用	
	玉名市	中	T-2								5.1	65	雑用	
継続監視調査	長洲町	宮野	M-2								1.0	60	飲用	
	荒尾市	水野	M-40								2.5		40	雑用
		平山	A-7-2								5.8		37	飲用
		上井手	A-9								8.4		100	雑用
		川登	A-12								12.0		56	飲用
		府本	A-17								5.4		30	飲用
		菰屋	A-18								4.5		40	雑用
		宮内	A-20								2.2		11	雑用
		川登	A-27								17.0		45	雑用
		川登	A-28								14.0		70	飲用
		野原	A-29								8.9		6	雑用
		本井手	A-34								3.9		60	飲用
		下井手	A-35								0.9		3	雑用
		川登	A-36								10.0		53	飲用
		樺下	A-37								12.0		4	雑用
		蔵満	A-40								1.9		30	雑用
		川登	A-42								5.2		60	農業
		川登	A-43								4.1		50	飲用
		金山	A-50								1.6		10	雑用
		高浜	A-52								5.2		10	雑用
	玉名市	繁根木	M-1			<0.0002	<0.002	<0.008	<0.001	0.35			83	工業用
		河崎	M-41	0.017								3.3	50	工業用
		中	M-51									3.5	70	雑用
		立願寺	M-52									1.4	80	雑用
		天水町立花	M-1								10.0		80	飲用
天水町立花		M-2								14.0		100	飲用	
環境基準				0.01 以下	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	—	—	

注 1) ■ は環境基準を達成していないことを示す。

注 2) —：調査未実施

出典：「令和6年度（2024年度）水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」
（令和8年1月、熊本県環境生活部環境保全課）

表 3-23 地下水に係るダイオキシン類の調査結果

単位：pg-TEQ/L

調査地点	調査結果	環境基準
長洲町	0.041	1 以下
荒尾市	0.041	
玉名市	0.041	

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 49 報）」（平成 26 年 9 月、熊本県環境生活部環境保全課）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図3-20に示すとおりである。

山地部では主に褐色森林土等が、平地部ではグライ土、灰色低地土、黒ボク土等が分布している。

(2) 土壌汚染の状況

1) ダイオキシン類の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、平成25年度に土壌に係るダイオキシン類の調査が行われている。

土壌に係るダイオキシン類の調査結果は、表3-24に示すとおりである。

平成25年度における土壌に係るダイオキシン類の調査結果は0.016～0.28pg-TEQ/gであり、環境基準を達成している。

表 3-24 土壌に係るダイオキシン類の調査結果

単位：pg-TEQ/g

調査地点	調査結果	環境基準
長洲町	0.28	1,000 以下
玉名市	0.016	

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 49 報）」（平成 26 年 9 月、熊本県環境生活部環境保全課）

2) 土壌汚染に係る指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）に基づく土壌汚染対策地域に指定された地域はない（出典：「令和5年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（令和7年2月、環境省水・大気環境局））。

また、対象事業実施区域及びその周囲では表3-25に示すとおり、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域が指定されている。

表 3-25 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況

区域	台帳 整理番号	指定年月日	指定 番号	所在地	面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
形質変更 時要届出 区域	H25-001	平成 25 年 9 月 20 日	指- 006	熊本県荒尾市大島町 1731 番 1 の一部	約 20,000m ²	ふっ素及び その化合物

注 1) 令和 7 年 2 月 7 日時点の状況

出典：「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（令和 7 年 2 月、熊本県環境生活部環境保全課）



図 3-20 対象事業実施区域及びその周囲における土壌図

出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ」（国土交通省ホームページ）

(3) 地盤沈下の状況

「令和6年度全国の地盤沈下地域の概況」（令和8年3月、環境省水・大気環境局）によると、対象事業実施区域及びその周囲においては地盤沈下の問題は発生していない。

また、対象事業実施区域及びその周囲には、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日法律第100号）に基づく地下水の採取の規制地域はない。

なお、熊本県では、「熊本県地下水保全条例」（平成2年10月2日条例第52号）により、「地下水の採取に伴い、地下水の水位の異常な低下、地盤沈下、塩水化等の障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域、更にこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域」を指定しており、対象事業実施区域及びその周囲においては、長洲町、荒尾市、玉名市が「玉名・有明地域」として指定されている。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図3-21に示すとおりである。山地部には中起伏火山地、小起伏火山地、火山麓地が分布し、低地部には三角州性低地、自然堤防・砂州・砂丘等が分布している。

また、対象事業実施区域及びその周囲における海図は、図3-22に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺海域の水深は、15m程度までとなっている。

(2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地質の状況は、図3-23に示すとおりである。山地部には主に中生代の火成岩（花崗岩 塊状 島弧・大陸）等が、丘陵地には新生代の堆積岩（段丘堆積物）等が、低地には新生代の堆積岩（谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物）等が分布している。また、海岸沿いにはその他（盛土・埋立地・干拓地）が分布している。

(3) 活断層の状況

対象事業実施区域及びその周囲における活断層の状況は、図3-24に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、長洲沖に「活断層であることが確実なもの」及び「活断層であると推定されるもの」が存在する。

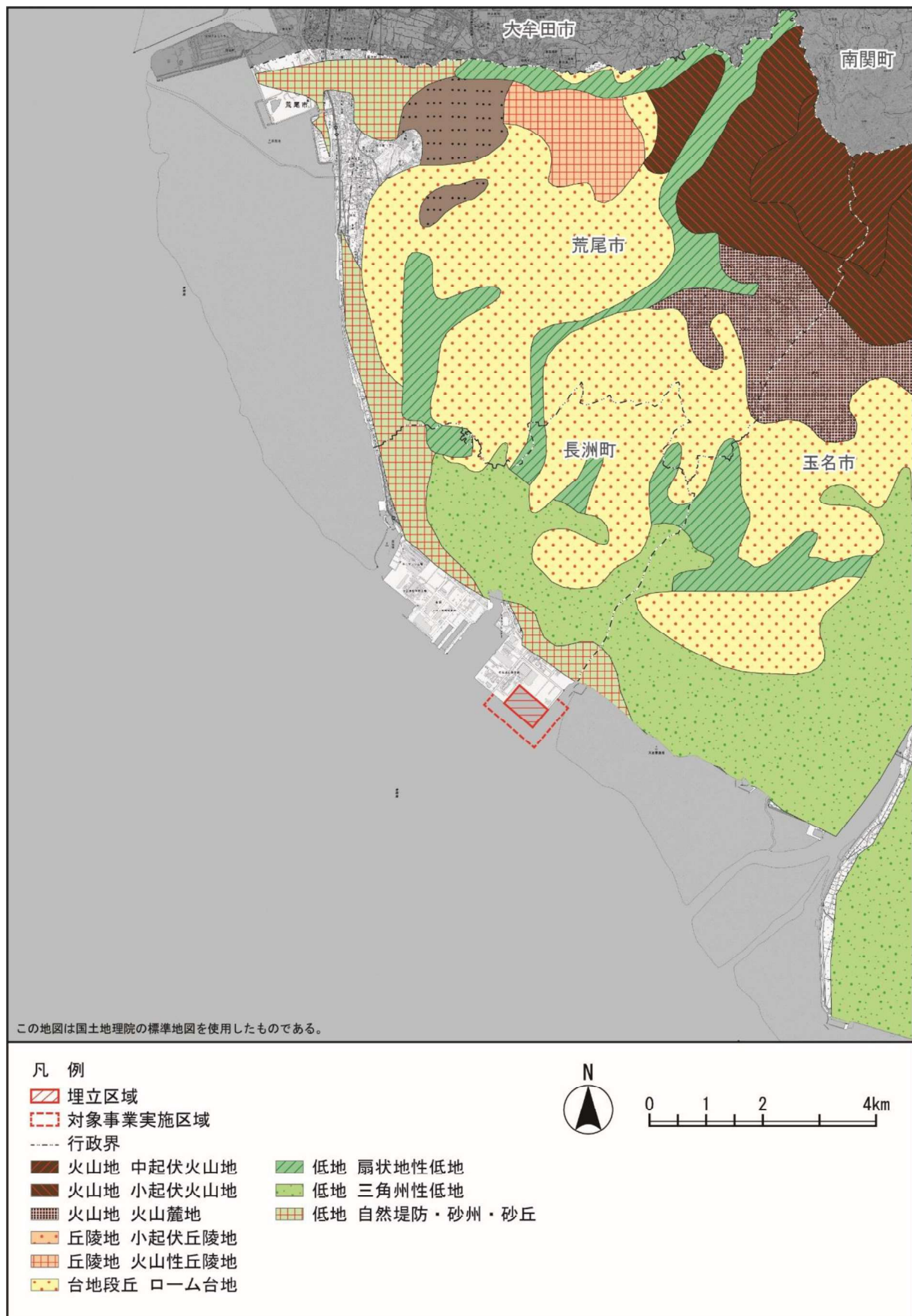


図 3-21 対象事業実施区域及びその周囲における地形分類図

出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ」（国土交通省ホームページ）

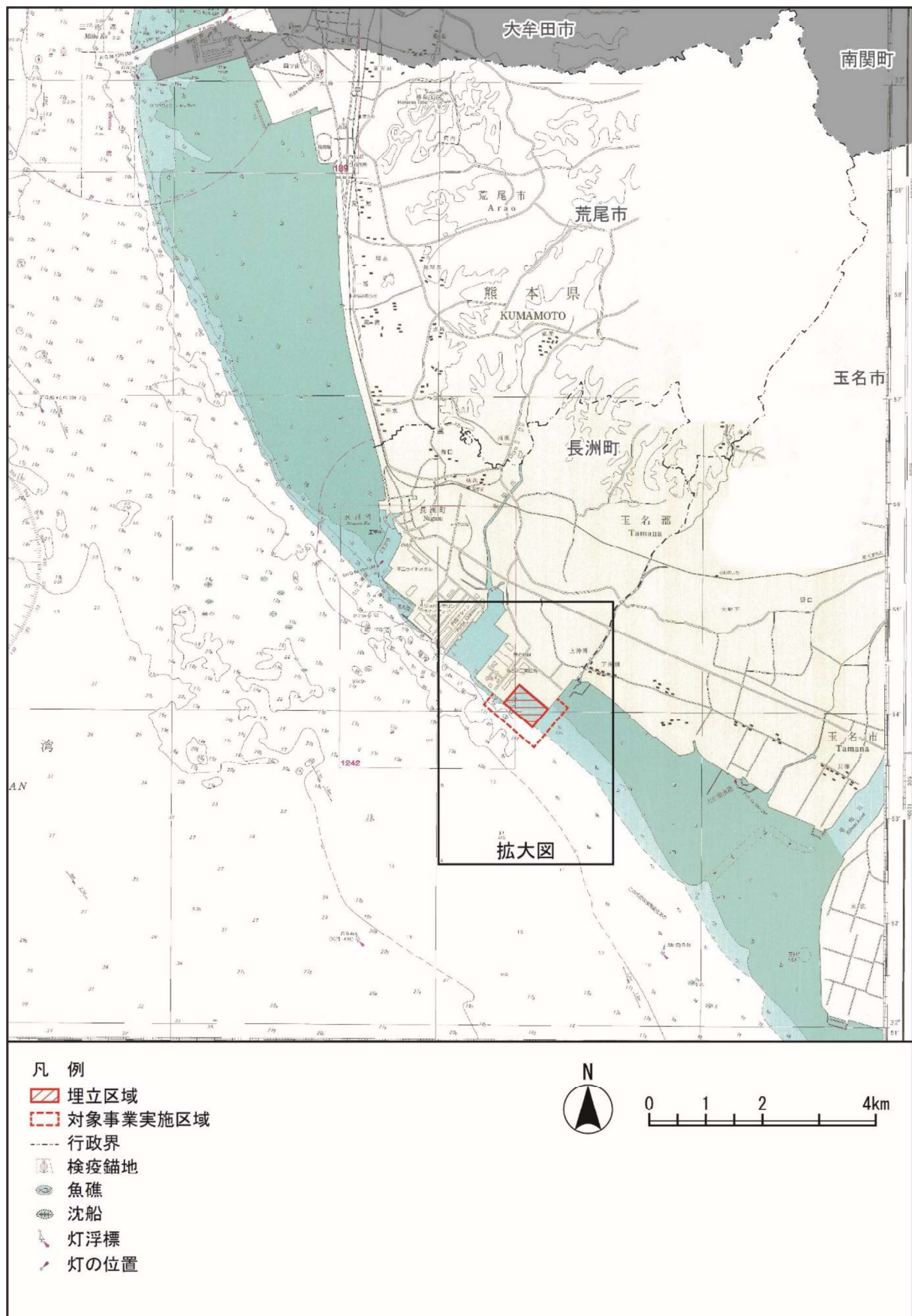


図 3-22(1) 対象事業実施区域及びその周囲における海図

出典：「海図（三池港付近）」（平成 29 年 7 月、海上保安庁）

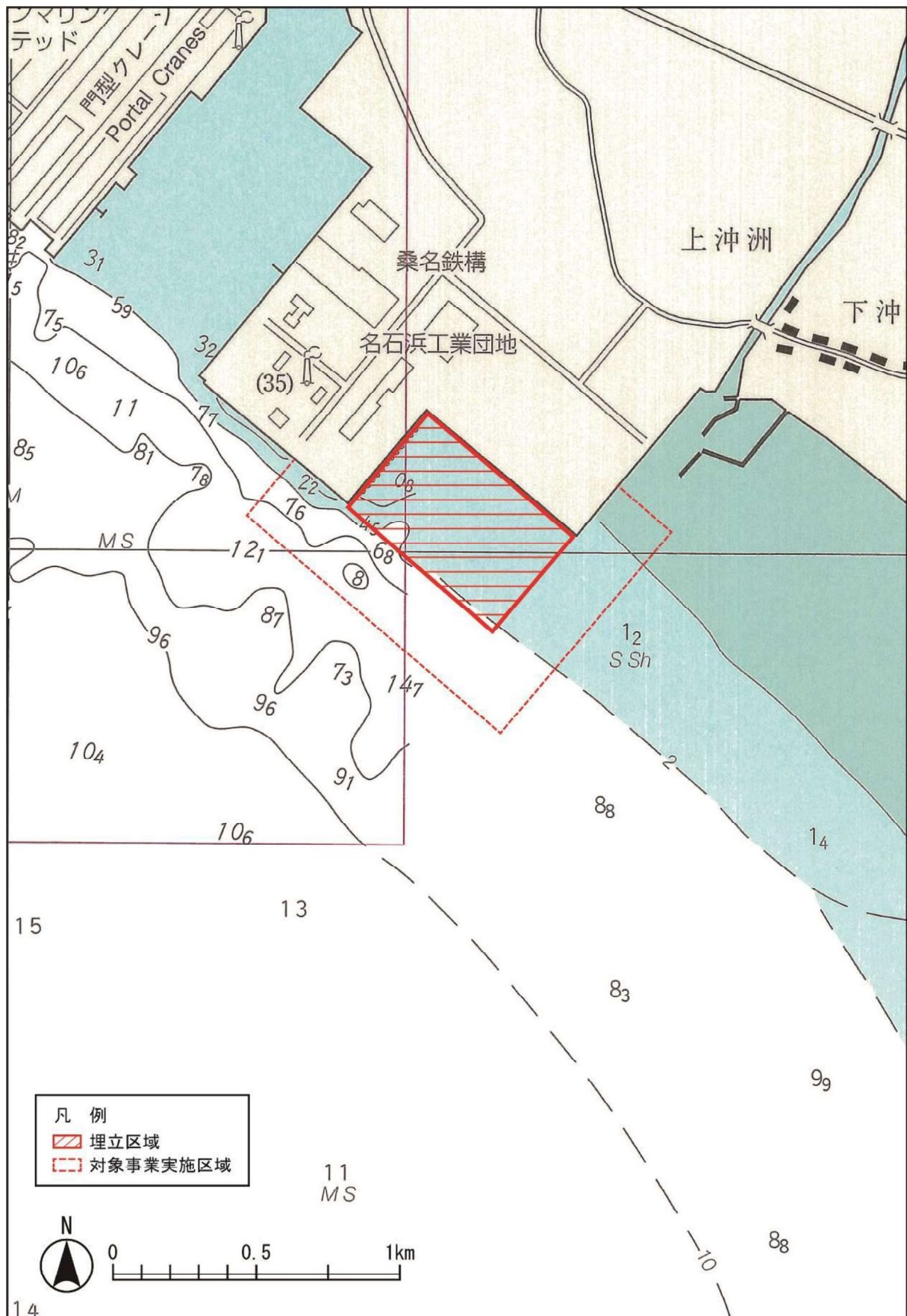


図 3-22 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における海図（拡大図）

出典：「海図（三池港付近）」（平成 29 年 7 月、海上保安庁）

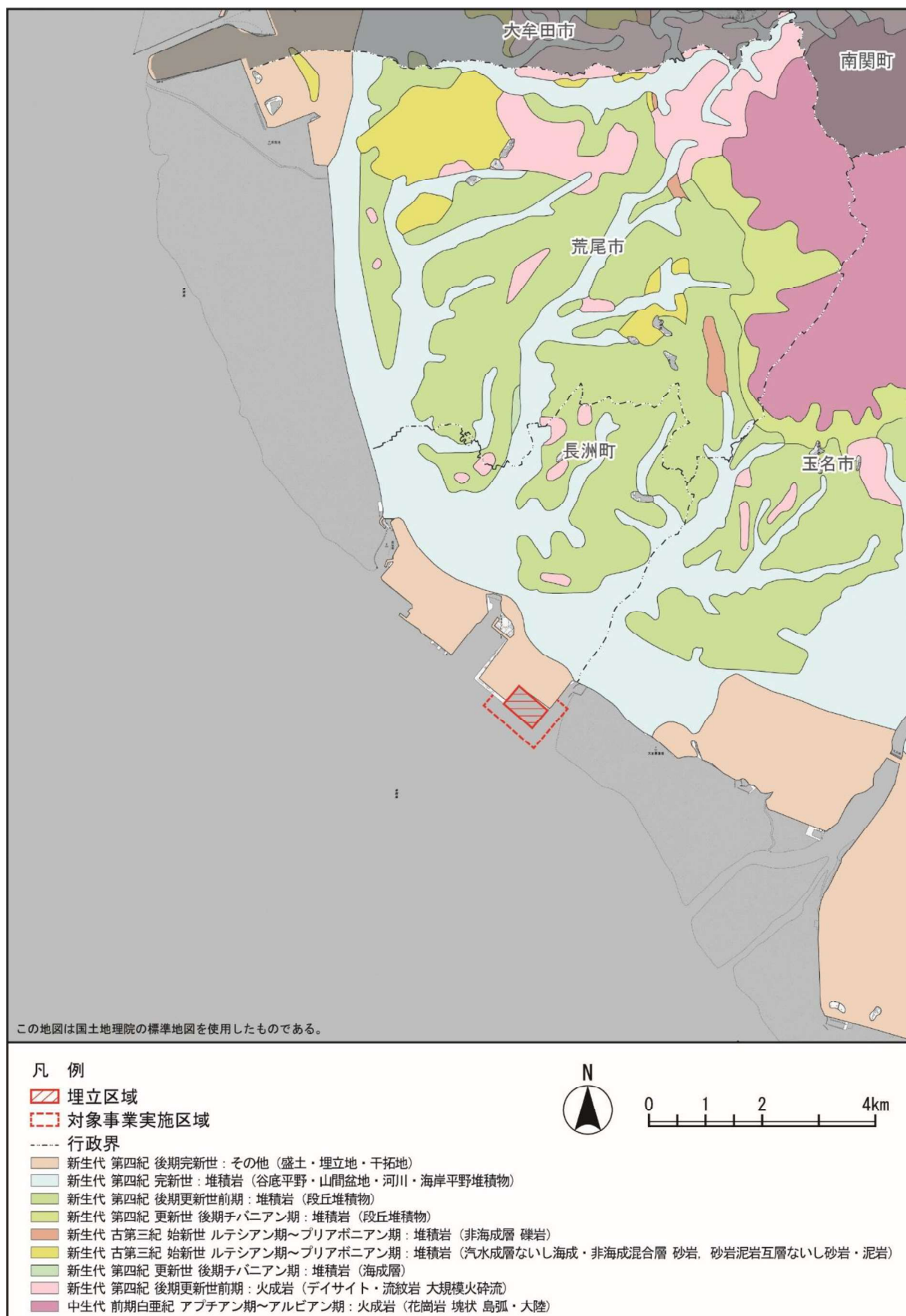


図 3-23 対象事業実施区域及びその周囲における表層地質図

出典：「20 万分の 1 日本シームレス地質図」（産総研地質調査総合センターホームページ）

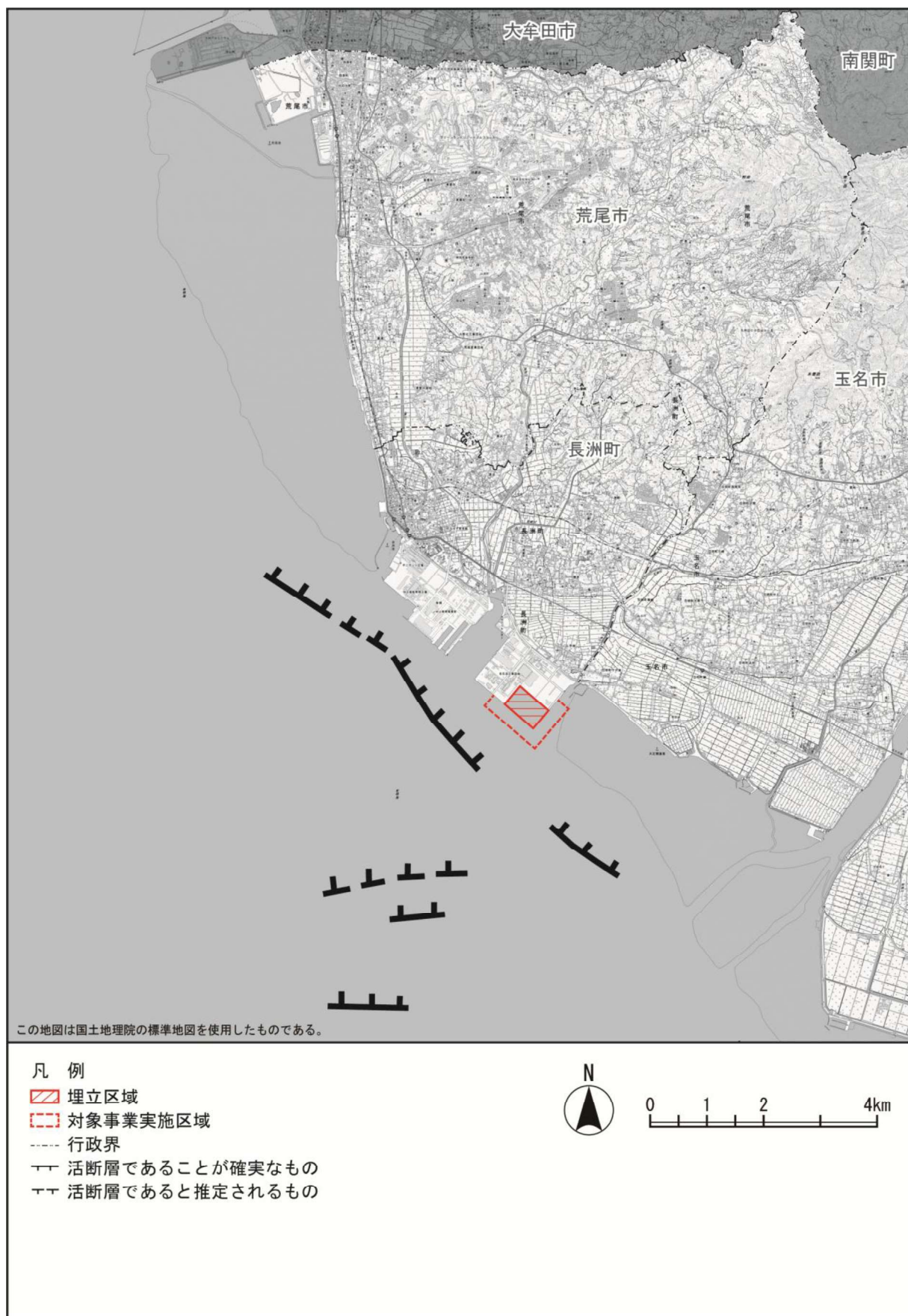


図 3-24 対象事業実施区域及びその周囲における活断層位置図

出典：「[新版]日本の活断層 分布と資料」（平成 3 年 3 月、活断層研究会）

(4) 重要な地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形及び地質は、以下を対象として抽出した。

- ・「第1回自然環境保全調査」（昭和51年3月、環境庁）に係るすぐれた自然図に掲載されている「地形・地質・自然現象」
- ・「熊本県環境特性情報データベース」（平成17年3月、熊本県環境生活部環境保全課）に掲載されている「地形・地質・自然現象」
- ・「第4回自然環境保全基礎調査 熊本県自然環境情報図」（平成7年3月、環境庁）に掲載されている「自然海岸」
- ・「平成30年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年7月、環境省）及び「平成31年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和3年1月、環境省）に掲載されている「干潟」
- ・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形・地質に関するもの
- ・「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 一危機にある地形一」（平成12年12月、古今書院）に掲載されている地形
- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日条約第28号）により指定された湿地（以下、「ラムサール条約登録湿地」という。）

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形及び地質は表3-26に、位置図は図3-25に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には「熊本県環境特性情報データベース」（平成17年3月、熊本県環境生活部環境保全課）に掲載されている「地形・地質・自然現象」として「砂浜」、「三角州」、「ペグマタイト」、「第4回自然環境保全基礎調査 熊本県自然環境情報図」（平成7年3月、環境庁）に掲載されている「自然海岸」、「平成30年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年7月、環境省）及び「平成31年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和3年1月、環境省）に掲載されている「干潟」、ラムサール条約登録湿地である「荒尾干潟」が分布している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「第1回自然環境保全調査」（昭和51年3月、環境庁）に係るすぐれた自然図に掲載された「地形・地質・自然現象」や「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）及び「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 一危機にある地形一」（平成12年12月、古今書院）に選定された重要な地形及び地質はない。

表 3-26 重要な地形及び地質

No.	種別	名称
1	砂浜	—
2	三角州	—
3	ペグマタイト	—
4	自然海岸	—
5	干潟	—
6	ラムサール条約登録湿地	荒尾干潟

注 1) 表中の番号は図 3-25 に対応している。

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「第 4 回自然環境保全基礎調査 熊本県自然環境情報図」（平成 7 年 3 月、環境庁）

「平成 30 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年 7 月、環境省）

「平成 31 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和 3 年 1 月、環境省）

「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

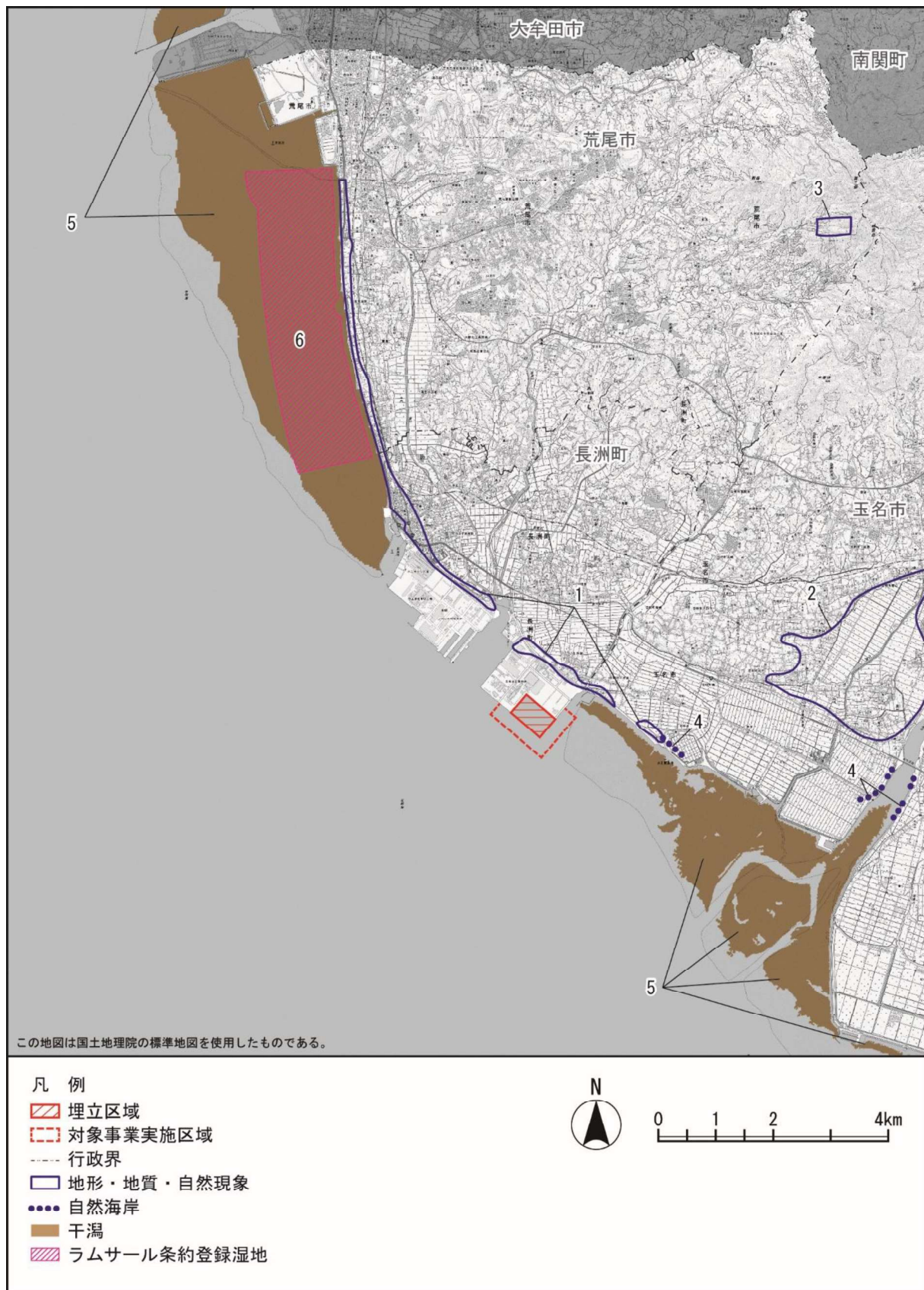


図 3-25 対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形及び地質の位置図

注 1) 図中の番号は表 3-26 に対応している。

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「第 4 回自然環境保全基礎調査 熊本県自然環境情報図」（平成 7 年 3 月、環境庁）

「平成 30 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年 7 月、環境省）

「平成 31 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和 3 年 1 月、環境省）

「ラムサール条約湿地区域図 荒尾干潟」（荒尾市ホームページ）

3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況

(1) 動物の状況

1) 動物（陸域）

文献を基に、対象事業実施区域及びその周囲において生息記録のある動物について整理を行った。

(a) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲では、コウベモグラ、アブラコウモリ、ニホンザル、アカネズミ、タヌキ、イタチ、イノシシ等が確認されている。

生息記録のある哺乳類のうち重要な種は、表3-27に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、カワネズミ、ノレンコウモリ、オヒキコウモリ、ムササビ、カヤネズミ、ニホンイタチ等の4目7科12種の重要な哺乳類が確認されている。

表 3-27 重要な陸域動物（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ジネズミ				AN
2			カワネズミ			LP	NT
3	コウモリ目（翼手目）	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ				NT
4		ヒナコウモリ科	ノレンコウモリ			VU	VU
5			ヤマコウモリ			VU	DD
6			ユビナガコウモリ				NT
7			テングコウモリ				VU
8		オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ			VU	VU
9	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ムササビ				NT
10		ネズミ科	ハタネズミ				AN
11			カヤネズミ				NT
12	ネコ目（食肉目）	イタチ科	ニホンイタチ				VU
	4 目	7 科	12 種	0	0	4	12

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、

AN：要注目種

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 6 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

(b) 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲では、オカヨシガモ、ゴイサギ、コチドリ、イソシギ、ウミネコ、コゲラ、ツバメ、ハクセキレイ、カワラヒワ等が確認されている。

生息記録のある鳥類のうち重要な種は、表3-28に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、コウノトリ、サンカノゴイ、クロツラヘラサギ、ヒクイナ、チュウヒ、クマタカ、ブッポウソウ、サンショウクイ、コシアカツバメ、コサメビタキ、オオルリ等14目34科84種の重要な鳥類が確認されている。

表 3-28(1) 重要な陸域動物（鳥類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	カモ目	カモ科	コクガン	天		VU	
2			ヒシクイ	天		VU	AN
3			カリガネ			EN	AN
4			ツクシガモ			VU	NT
5			オシドリ			DD	AN
6			トモエガモ			VU	VU
7	キジ目	キジ科	ヤマドリ			NT	EN
8			ウズラ			VU	CR
9	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	CR
10	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				EN
11			カッコウ				NT
12	ツル目	クイナ科	クイナ				DD
13			ヒクイナ			NT	NT
14		ツル科	マナヅル		国際	VU	NT
15			ナベヅル		国際	VU	NT
16	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ				DD
17		セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	
18		チドリ科	ケリ			DD	AN
19			イカルチドリ				VU
20			シロチドリ			VU	VU
21			オオメダイチドリ		国際		
22			メダイチドリ		国際		
23		タマシギ科	タマシギ			VU	EN
24		シギ科	コシャクシギ		国際	EN	EN
25			ホウロクシギ		国際	VU	EN
26			ダイシャクシギ				VU
27			オオソリハシシギ			VU	VU
28			オバシギ		国際		
29			コオバシギ		国際		
30			サルハマシギ		国際		
31			ヘラシギ		国内	CR	CR
32			ハマシギ			NT	NT
33			アオシギ				EN
34			アカアシシギ			VU	VU
35			タカブシギ			VU	VU

表 3-28(2) 重要な陸域動物（鳥類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
36	チドリ目	シギ科	ツルシギ			VU	VU
37			カラフトアオアシシギ		国内	CR	AN
38		ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	VU
39		カモメ科	ズグロカモメ			VU	NT
40			カモメ				NT
41			オオセグロカモメ			NT	DD
42			コアジサシ			VU	EN
43		ウミスズメ科	カンムリウミスズメ	天		VU	VU
44	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	特	国内	CR	AN
45	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ			DD	NT
46			クロツラヘラサギ		国内	EN	VU
47		サギ科	サンカノゴイ			EN	DD
48			ヨシゴイ			NT	CR
49			ミゾゴイ			VU	EN
50			ササゴイ				EN
51			チュウサギ			NT	NT
52			クロサギ				AN
53			カラシラサギ			NT	NT
54	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	DD
55		タカ科	ハチクマ			NT	CR
56			クマタカ		国内	EN	VU
57			ツミ				VU
58			ハイタカ			NT	NT
59			オオタカ			NT	NT
60			チュウヒ		国内	EN	EN
61			ハイイロチュウヒ				NT
62			サシバ			VU	EN
63	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				EN
64			オオコノハズク				CR
65			コミミズク				NT
66			フクロウ				EN
67	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	CR
68		カワセミ科	アカショウビン				EN
69	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ				EN
70	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	VU
71	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	CR
72		カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU
73		カラス科	ホシガラス				CR
74		シジュウカラ科	コガラ				VU
75		ツバメ科	コシアカツバメ				VU
76		ムシクイ科	センダイムシクイ				NT
77		ヨシキリ科	コヨシキリ				NT
78		キバシリ科	キバシリ				EN
79		ヒタキ科	コサメビタキ				EN
80			オオルリ				NT

表 3-28(3) 重要な陸域動物（鳥類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
81	スズメ目	ヒタキ科	コマドリ				CR
82		ホオジロ科	ホオアカ				AN
83			カシラダカ				NT
84			ノジコ			NT	
	14 目	34 科	84 種	4	16	49	76

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、

AN：要注目種

注 2) カンムリカイツブリ、ノスリ、ビンズイは選定基準 IV の掲載種であるが、他地域の個体群が該当するため、重要種の対象外とした。

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 3 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 6 回自然環境保全基礎調査 鳥類繁殖分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

「熊本県鳥類誌（熊本県産鳥類目録）」（平成 28 年 8 月、日本野鳥の会熊本県支部）

「荒尾干潟野鳥一覧」（令和 3 年 4 月、荒尾干潟水鳥・湿地センター）

「荒尾干潟 ～渡り鳥のオアシス～」（平成 25 年、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

(c) 爬虫類・両生類

対象事業実施区域及びその周囲では、ニホンアマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ニホンマムシ等が確認されている。

生息記録のある爬虫類・両生類のうち重要な種は、表3-29に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、カジカガエル、ニホンイシガメ、タカチホヘビ、シロマダラ等4目10科13種の重要な爬虫類・両生類が確認されている。

表 3-29 重要な陸域動物（爬虫類・両生類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ		国内 (特二)	VU	NT
2		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	特	国際	VU	DD
3		イモリ科	アカハライモリ			NT	NT
4	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				NT
5		アカガエル科	タゴガエル				NT
6			ニホンアカガエル				NT
7			ヤマアカガエル				NT
8			トノサマガエル			NT	NT
9		アオガエル科	カジカガエル				NT
10	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	NT
11		スッポン科	ニホンスッポン			DD	
12	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				NT
13		ナミヘビ科	シロマダラ				NT
	4 目	10 科	13 種	1	2	6	12

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、

AN：要注目種

出典：「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

(d) 魚類

対象事業実施区域及びその周囲では、コイ、オイカワ、ウグイ、カマツカ、ナマズ、ドンコ、ヌマチチブ、ゴクラクハゼ等が確認されている。

生息記録のある魚類のうち重要な種は、表3-30に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、スナヤツメ南方種、ヤリタナゴ、セボシタビラ、ミナミメダカ、カワアナゴ、ゴマハゼ、キセルハゼ等5目11科26種の重要な魚類が確認されている。

表 3-30 重要な陸域動物（魚類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種			VU	NT
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	NT
3	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ			NT	VU
4			アブラボテ			NT	NT
5			カネヒラ				VU
6			セボシタビラ		国内	CR	CR
7			ニッポンバラタナゴ			CR	CR
8			カゼトゲタナゴ			EN	VU
9			カワヒガイ			NT	NT
10			ツチフキ			EN	
11		ドジョウ科	ドジョウ			NT	NT
12			サンインコガタスジシマドジョウ			EN	
13			ヤマトシマドジョウ			VU	
14	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ			VU	NT
15		サヨリ科	クルメサヨリ			NT	NT
16	スズキ目	ケツギョ科	オヤニラミ			EN	VU
17		スズキ科	スズキ			LP	
18		カジカ科	ヤマノカミ			EN	EN
19		カワアナゴ科	カワアナゴ				NT
20		ハゼ科	タビラクチ			VU	NT
21			トビハゼ			NT	
22			ゴマハゼ			VU	NT
23			シロチチブ			NT	NT
24			クボハゼ			EN	VU
25			キセルハゼ			EN	VU
26			エドハゼ			VU	VU
	5 目	11 科	26 種	0	1	24	21

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、

AN：要注目種

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

(e) 昆虫類等

対象事業実施区域及びその周囲では、アオモンイトトンボ、アキアカネ、ウスイロササリ、ヒメハルゼミ、コバネナガカメムシ、イチモンジセセリ、ホソチビゴミムシ、ハイイロゲンゴロウ、コアシナガバチ等の昆虫類及びアシナガグモ、コガネグモ、アリグモ等のクモ類が確認されている。

生息記録のある昆虫類等のうち重要な種は、表3-31に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、モートンイトトンボ、ムカシヤンマ、ベッコウトンボ、ウラジロミドリシジミ、オオウラギンヒョウモン、カワラハンミョウ、ミズスマシ、コガタガムシ、ヨツボシカミキリ等6目42科132種の重要な昆虫類等が確認されている。

表 3-31(1) 重要な陸域動物（昆虫類等）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	クモ目	ハラフシグモ科	ヒゴキムラグモ				NT
2			ブンゴキムラグモ				NT
3		ジグモ科	ワスレナグモ			NT	NT
4	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	CR
5			コフキヒメイトトンボ				EN
6		イトトンボ科	キイトトンボ				NT
7			ベニイトトンボ			NT	VU
8			アジアイトトンボ				NT
9			モートンイトトンボ			NT	CR
10			セスジイトトンボ				VU
11			ムスジイトトンボ				VU
12		ヤマイトトンボ科	ヤクシマトゲオトンボ				NT
13		ムカシトンボ科	ムカシトンボ				VU
14		ヤンマ科	アオヤンマ			NT	CR
15			オオルリボシヤンマ				CR
16			マルタンヤンマ				AN
17		サナエトンボ科	キイロサナエ			NT	VU
18			アオサナエ				VU
19			ウチワヤンマ				VU
20			ナゴヤサナエ			VU	CR
21			タバサナエ			NT	NT
22			フタスジサナエ			NT	VU
23		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ				EN
24		エゾトンボ科	トラフトンボ				AN
25			キイロヤマトンボ			NT	CR
26		トンボ科	ベッコウトンボ		国内	CR	DD
27			キトンボ				VU
28			タイリクアカネ				NT
29	バッタ目（直翅目）	ツユムシ科	アシグロツユムシ				DD
30	カメムシ目（半翅目）	ヨコバイ科	ヒラタミミズク				NT
31		ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ			NT	NT
32		コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT
33			タガメ		国内 (特二卵)	VU	CR
34		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ				VU
35		コバンムシ科	コバンムシ			EN	CR
36	チョウ目（鱗翅目）	マダラガ科	ヤホシホソマダラ			NT	NT
37		セセリチョウ科	キバネセセリ				VU
38			ギンイチモンジセセリ			NT	AN
39			ヘリグロチャバネセセリ				NT

表 3-31 (2) 重要な陸域動物（昆虫類等）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
40	チョウ目（鱗翅目）	シジミチョウ科	ウラゴマダラシジミ				VU
41			メスアカミドリシジミ				EN
42			エゾミドリシジミ				VU
43			オオミドリシジミ				VU
44			ウラジロミドリシジミ				CR
45			ハヤシミドリシジミ				VU
46			クロミドリシジミ				VU
47			カラスシジミ				EN
48			アカシジミ				NT
49			クロシジミ			EN	
50			ゴマシジミ中国・九州亜種			EN	CR
51			オオルリシジミ九州亜種			EN	CR
52			フジミドリシジミ				CR
53			ウラキンシジミ				VU
54			シルビアシジミ			EN	VU
55		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU	NT
56			オオウラギンヒョウモン			CR	VU
57			キマダラモドキ			NT	VU
58			クロヒカゲモドキ			EN	EN
59			ヒカゲチョウ				VU
60			クモガタヒョウモン				NT
61			ミスジチョウ				NT
62			ホシミスジ近畿地方以西亜種				VU
63			シータテハ				NT
64			オオムラサキ			NT	NT
65			ウラナミジャノメ本土亜種			VU	NT
66			ヒメキマダラヒカゲ				EN
67		シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	
68			ヒメシロチョウ中国地方・九州・大陸亜種			EN	EN
69		ヤガ科	コシロシタバ			NT	NT
70			カギモンハナオイアツバ			NT	NT
71			オオチャバネオトウ			VU	
72							
72	コウチュウ目（鞘翅目）	オサムシ科	クロカタビロオサムシ				NT
73			セアカオサムシ			NT	VU
74		ハンミョウ科	シロヘリハンミョウ			NT	EN
75			カワラハンミョウ			EN	DD
76			アイヌハンミョウ			NT	NT
77			ルイスハンミョウ			EN	DD
78		ゲンゴロウ科	チャイロマメゲンゴロウ				VU
79			キボシゲンゲンゴロウ			DD	CR
80			セスジゲンゴロウ				VU
81			カンムリセスジゲンゴロウ				CR
82			ヒコサンセスジゲンゴロウ				CR
83			ホソセスジゲンゴロウ				NT
84			チンメルマンセスジゲンゴロウ				CR
85			ウスイロシマゲンゴロウ				VU
86			コマルケシゲンゴロウ			NT	
87			オオマルケシゲンゴロウ			NT	EN
88			ケシゲンゴロウ			NT	
89			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	
90			コウベツブゲンゴロウ			NT	VU
91			ルイスツブゲンゴロウ			VU	VU
92			シャープツブゲンゴロウ			NT	EN
93			ホソマルチビゲンゴロウ			DD	
94			キベリマメゲンゴロウ			NT	CR
95		ミズスマシ科	ミズスマシ			VU	CR
96			コオナガミズスマシ			VU	CR
97			オナガミズスマシ				CR

表 3-31 (3) 重要な陸域動物（昆虫類等）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
98	コウチュウ目（鞘翅目）	ホソガムシ科	チュウブホソガムシ			VU	EN
99			ヤマトホソガムシ			NT	CR
100		ガムシ科	マルヒラタガムシ			NT	VU
101			コガタガムシ			VU	EN
102		ハネカクシ科	オオツノハネカクシ			DD	
103		ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ				VU
104		クワガタムシ科	ヒメオオクワガタ九州亜種				VU
105			ルリクワガタ				VU
106			キュウシュウコルリクワガタ			VU	
107		アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ				NT
108		コガネムシ科	キョウトアオハナムグリ				NT
109			クロカナブン				NT
110		コメツキムシ科	トラフコメツキ				DD
111		ホタル科	ヘイケボタル				NT
112			ヒメボタル				NT
113		カッコウムシ科	ヤマトヒメメダカカッコウムシ				NT
114		テントウムシ科	ハラグロオオテントウ				NT
115			オオテントウ				NT
116		ヒラタムシ科	ルリヒラタムシ				NT
117		オオキノコムシ科	オオキノコムシ				NT
118		オオキスイムシ科	ミドリオオキスイ				DD
119		カミキリムシ科	ヒメビロウドカミキリ			NT	VU
120			アカジマトラカミキリ				NT
121			ミドリカミキリ				VU
122			ヨコヤマトラカミキリ				NT
123			キュウシュウシナカミキリ				NT
124			スネケブカヒロコバネカミキリ				NT
125			ムネホシシロカミキリ				VU
126			ヒゲブトハナカミキリ				NT
127			クスベニカミキリ				VU
128			フタコブルリハナカミキリ				NT
129			ヨツボシカミキリ			EN	VU
130			アサカミキリ			VU	VU
131			ムナコブハナカミキリ				NT
132			トラフカミキリ				VU
	6 目	42 科	132 種	0	2	58	123

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、

AN：要注目種

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

「熊本県指定希少野生動植物」（熊本県ホームページ）

(f) 貝類

対象事業実施区域及びその周囲では、イシマキガイ、サカマキガイ、ヒメオカモノアラガイ、ナメクジ、ツクシマイマイ、ドブシジミ等が確認されている。

生息記録のある貝類のうち重要な種は、表3-32に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、ツブカワザンショウガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナガオカモノアラガイ、コベソマイマイ、カタハガイ、マツカサガイ広域分布種等6目22科35種の重要な貝類が確認されている。

表 3-32(1) 重要な陸域動物（貝類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	ヒロクチカノコガイ			NT	VU
2		ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ			NT	
3		ゴマガイ科	シリプトゴマガイ			VU	NT
4		タニシ科	マルタニシ			VU	
5			オオタニシ			NT	DD
6		トゲカワニナ科	タケノコカワニナ			VU	VU
7		ワカウラツボ科	カワグチツボ			NT	NT
8		カワザンショウガイ科	ツブカワザンショウガイ			NT	NT
9			アズキカワザンショウガイ			VU	VU
10		エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ			VU	VU
11		ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ			NT	NT
12			ミズゴマツボ			VU	NT
13	汎有肺目	オカミミガイ科	オカミミガイ			VU	VU
14			クリイロコミミガイ			VU	VU
15			キヌカツギハマシイノミガイ			VU	VU
16		モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	
17		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD	NT
18			クルマヒラマキガイ			VU	VU
19			カワコザラガイ			CR	
20	異鰓目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	VU
21		キバサナギガイ科	スナガイ			NT	EN
22		ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ				VU
23		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ				VU
24		キセルガイ科	ピルスブリギセル			NT	NT
25		ナタネガイ科	ナタネガイ				DD
26		ベッコウマイマイ科	レンズガイ			VU	NT
27			ウメムラシタラガイ			NT	NT
28		ナンバンマイマイ科	シメクチマイマイ				NT
29			コベソマイマイ				NT

表 3-32(2) 重要な陸域動物（貝類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
30	イシガイ目	イシガイ科	ニセマツカサガイ			VU	EN
31			キュウシュウササノハガイ			EN	CR
32			カタハガイ			VU	EN
33			マツカサガイ広域分布種			NT	VU
34	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ			NT	
35			マシジミ			VU	
	6 目	22 科	35 種	0	0	30	29

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群、AN：要注目種

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

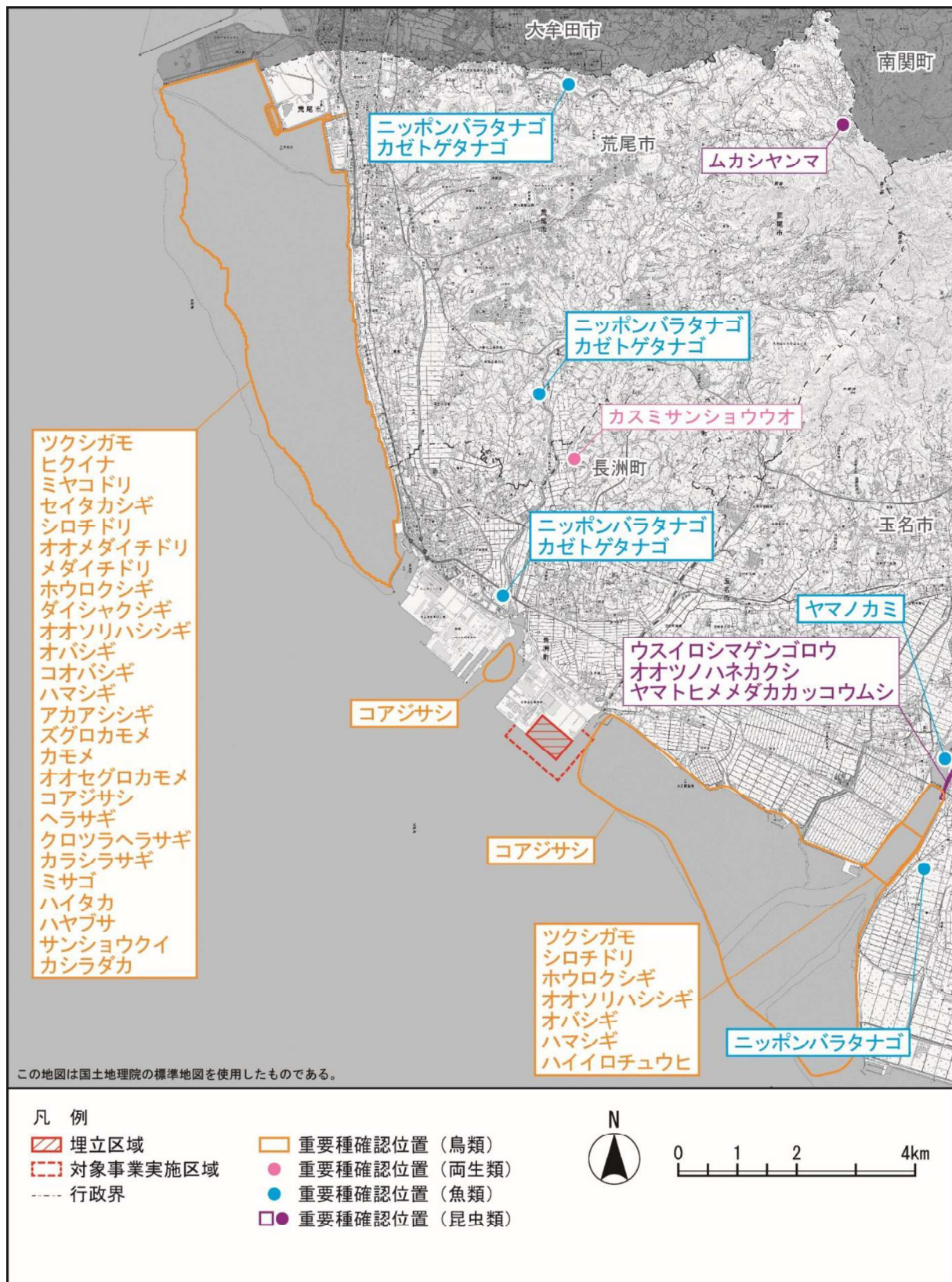


図 3-26 対象事業実施区域及びその周囲における重要な動物の確認位置図（陸域）

注 1) 文献で確認された重要種のうち、生息位置が把握できた種を示す。

注 2) 「荒尾干潟野鳥一覧」（令和 3 年 4 月、荒尾干潟水鳥・湿地センター）、「荒尾干潟 ～渡り鳥のオアシス～」（平成 25 年、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）及び「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）で確認された重要種については、具体的な確認位置が示されていないため、荒尾市周辺に分布する干潟全体を確認位置とした。

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）

「荒尾干潟野鳥一覧」（令和 3 年 4 月、荒尾干潟水鳥・湿地センター）

「荒尾干潟 ～渡り鳥のオアシス～」（平成 25 年、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

「平成 30 年度 有明海北部海域における藻場・干潟分布状況調査の結果」（環境省ホームページ）

2) 動物（海域）

対象事業実施区域及びその周囲における干潟等の海域に係る文献を基に、対象事業実施区域及びその周囲において生息記録のある動物について整理を行った。

(a) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲では、表3-33に示すとおり重要種であるスナメリが確認されている。

表 3-33 重要な海域動物（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
1	クジラ目（鯨）	ネズミイルカ科	スナメリ		国際				CR
	1 目	1 科	1 種	0	1	0	0	0	1

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

- I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）
特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）
「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物
特二：特定第二種国内希少野生動植物種
- III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）
CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
LP：地域個体群
- IV：「報道発表資料 環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）
CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
LP：地域個体群
- V：「海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、水産庁）
CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- VI：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）
CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
LP：地域個体群、AN：要注目種

出典：「海棲哺乳類ストランディングデータベース」（国立科学博物館ホームページ）
「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

(b) 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲では、表3-34に示すとおり重要種であるアカウミガメが確認されているが、「レッドデータブックくまもと2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年12月、熊本県）によると、本種の産卵地は天草とされている。

表 3-34 重要な海域動物（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
1	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ		国際 県指定	EN			CR
	1 目	1 科	1 種	0	1	1	0	0	1

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

IV：「報道発表資料 環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

V：「海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、水産庁）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

VI：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群、AN：要注目種

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

(c) 魚類

対象事業実施区域及びその周囲では、サッパ、セスジボラ、コショウダイ、トビハゼ、スジハゼ等が確認されている。

生息記録のある魚類のうち重要な種は、表3-35に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、ヒモハゼ、ムツゴロウ、トビハゼ、シラヌイハゼ等1目1科7種の重要な魚類が確認されている。

表 3-35 重要な海域動物（魚類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
1	スズキ目	ハゼ科	ヒモハゼ			NT			AN
2			ムツゴロウ			EN			VU
3			トビハゼ			NT			
4			シラヌイハゼ			NT			
5			シロチチブ			NT			NT
6			ショウキハゼ			NT			AN
7			キセルハゼ			EN			VU
	1 目	1 科	7 種	0	0	7	0	0	5

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

IV：「報道発表資料 環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

V：「海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、水産庁）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

VI：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群、AN：要注目種

出典：「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

(d) 貝類

対象事業実施区域及びその周囲では、スガイ、ホソウミニナ、マガキ、アサリ、シオフキガイ等が確認されている。

生息記録のある貝類のうち重要な種は、表3-36に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、ツボミガイ、ヒロクチカノコガイ、ウミニナ、オカミミガイ、イセシラガイ、オオノガイ等10目37科55種の重要な貝類が確認されている。

表 3-36(1) 重要な海域動物（貝類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準						
				I	II	III	IV	V	VI	VII
1	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ツボミガイ			NT			NT	NT
2	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	ヒロクチカノコガイ			NT			VU	NT
3		ユキスズメガイ科	ヒナユキスズメガイ			NT			NT	NT
4	新生腹足目	ウミニナ科	ウミニナ			NT				NT
5		トゲカワニナ科	タケノコカワニナ			VU			VU	NT
6		キバウミニナ科	フトヘナタリガイ			NT				NT
7			シマヘナタリガイ			CR+EN			CR	EN
8			クロヘナタリガイ			CR+EN			NT	VU
9			ヘナタリガイ			NT			NT	NT
10			カワアイガイ			VU			NT	NT
11			ワカウラツボ科			VU			NT	VU
12		カワザンショウガイ科	ツブカワザンショウガイ			NT			NT	NT
13			イヨカワザンショウガイ			NT			NT	NT
14			ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ			NT			NT	NT
15			アズキカワザンショウガイ			VU			VU	NT
16		ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU			NT	VU
17		イソコハクガイ科	シラギクガイ			NT			NT	NT
18		タマガイ科	サキグロタマツメタガイ			CR+EN			DD	CR
19			ゴマフタマガイ						DD	
20		イトカケガイ科	クレハガイ			NT			NT	NT
21			セキモリガイ			NT			NT	NT
22		フトコロガイ科	マルテンスマツムシ			CR+EN			DD	CR
23		ムシロガイ科	ウネハナムシロ			CR+EN			DD	CR
24		エゾバイ科	バイ			NT			NT	NT
25		テングニシ科	テングニシ			NT			NT	NT
26		モミジボラ科	ホンコンモミジボラ						EN	
27		コロモガイ科	オリイレボラ			VU			VU	VU
28	汎有肺目	フタマイマイ科	ウミマイマイ			VU			EN	VU
29		イソアワモチ科	ヤベカワモチ			CR+EN			CR	CR
30			センペイアワモチ			CR+EN			VU	EN
31		オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ			VU			VU	VU
32			オカミミガイ			VU			VU	VU
33			キヌカツギハマシイノミガイ			VU			VU	VU
34		ヒラマキガイ科	クルマヒラマキガイ			VU			VU	
35	フネガイ目	フネガイ科	クマサルボウ			VU			EN	VU
36			ヒメエガイ			EN			CR	CR
37	イガイ目	イガイ科	コケガラス			NT			NT	NT
38	ウグイスガイ目	イタボガキ科	シカメガキ			NT			NT	NT
39			ネコノアシガキ			DD			DD	DD
40		ハボウキガイ科	ズベタイラギ			NT			CR	NT
41			リシケタイラギ			NT			EN	NT
42			ハボウキガイ			NT			NT	NT
43	イタヤガイ目	イタヤガイ科	ヤミノニシキ			CR+EN			EN	EN

表 3-36(2) 重要な海域動物（貝類）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
44	マルスダレガイ目	ツキガイ科	イセシラガイ			CR+EN			EN	EN	
45		フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ			NT					
46		マルスダレガイ科	アツカガミ			CR+EN			CR	CR	
47			ハマグリ			VU			VU	VU	
48		ハナグモリ科	ハナグモリガイ			VU			VU	VU	
49		ニッコウガイ科	テリザクラガイ			VU			VU	VU	
50		シオサザナミ科	オチバガイ			NT			NT	NT	
51		マテガイ科	チゴマテ			VU			DD	VU	
52		バカガイ科	チリメンユキガイ			CR+EN			CR	CR	
53		オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ			NT			EN	NT
54	クシケマスオガイ					NT			VU	NT	
55	ニオガイ科		ウミタケ			VU			VU	VU	
	10 目	37 科	55 種	0	0	53	0	0	52	51	

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

「熊本県文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号)

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号)

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III : 「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月、環境省)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

IV : 「報道発表資料 環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(平成 29 年 3 月、環境省)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

V : 「海洋生物レッドリストの公表について」(平成 29 年 3 月、水産庁)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

VI : 「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」(令和 6 年 10 月、熊本県)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群、AN：要注目種

VII : 「干潟の絶滅危惧動物図鑑 海岸ベントスのレッドデータブック」(平成 24 年 7 月、日本ベントス学会)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：絶滅のおそれのある地域個体群

出典：「熊本県環境特性情報データベース」(平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課)

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」(令和元年 12 月、熊本県)

「荒尾干潟生きものハンドブック」(平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会)

(e) その他の海域動物

対象事業実施区域及びその周囲では、ミズヒキゴカイ、タテジマフジツボ、マメコブシガニ、トゲイカリナマコ等が確認されている。

生息記録のあるその他の海域動物のうち重要な種は、表3-37に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、ムギワラムシ、サラサフジツボ、ハマガニ、アリアケガニ、フタハピンノ、ヤドリカニダマシ、ミドリシャミセンガイ等6門7綱10目21科35種の重要なその他の海域動物が確認されている。

表 3-37(1) 重要な海域動物（その他）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	重要種選定基準						
						I	II	III	IV	V	VI	VII
1	刺胞動物門	花虫綱	イソギンチャク目	ウメボシイソギンチャク科	ハナワケイソギンチャク						NT	DD
2	環形動物門	ゴカイ綱	サシバゴカイ目	ウロコムシ科	トゲイカリナマコウロコムシ						NT	DD
3			スピオ目	ツバサゴカイ科	ツバサゴカイ				EN		EN	VU
4					ムギワラムシ				NT		VU	VU
5			イトゴカイ目	タマシキゴカイ科	タマシキゴカイ						NT	
6			フサゴカイ目	フサゴカイ科	ニッポンフサゴカイ							NT
7	星口動物門	サメハダホシムシ綱	サメハダホシムシ目	サメハダホシムシ科	アンチラサメハダホシムシ						DD	DD
8	節足動物門	カイアシ綱	無柄目	フジツボ科	サラサフジツボ				NT			
9		軟甲綱	エビ目	ヘイケガニ科	ヘイケガニ						NT	
10				ムツアシガニ科	ヒメムツアシガニ				NT		NT	NT
11				コブシガニ科	マメコブシガニ							NT
12				ベンケイガニ科	ユビアカベンケイガニ				NT			NT
13				モクズガニ科	ハマガニ				NT		NT	NT
14					ヒメアシハラガニ				NT		NT	NT
15					スネナガイソガニ						NT	NT
16					ヒメケフサイソガニ				NT		NT	VU
17				ムツハアリアケガニ科	アリアケガニ				VU		EN	EN
18					アリアケモドキ						NT	VU
19				コメツキガニ科	ハラグクレチゴガニ			NT			NT	NT
20				オサガニ科	チゴイワガニ							NT
21					オサガニ				NT		NT	NT
22					オオヨコナガピンノ				EN		EN	VU
23				スナガニ科	スナガニ						NT	
24					シオマネキ			VU			VU	VU
25				メナシピンノ科	メナシピンノ				NT		NT	VU
26				カクレガニ科	ギボシマメガニ				VU		EN	EN
27					ホンコンマメガニ				DD		DD	VU
28					シロナマコガニ							VU
29					フタハピンノ				VU		NT	VU
30					ニホンマメガニダマシ						NT	NT

表 3-37 (2) 重要な海域動物（その他）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	重要種選定基準						
						I	II	III	IV	V	VI	VII
31	節足動物門	軟甲綱	エビ目	カニダマシ科	ヤドリカニダマシ				NT		VU	VU
32					ウチノミカニダマシ				EN		EN	EN
33	腕足動物門	腕足綱	舌殻目	シヤミセンガイ科	オオシヤミセンガイ				CR		CR	CR
34					ミドリシヤミセンガイ				DD		NT	NT
35	棘皮動物門	ナマコ綱	無足目	イカリナマコ科	ウチワイカリナマコ						DD	DD
	6 門	7 綱	10 目	21 科	35 種	0	0	2	19	0	29	31

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する条例」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物、特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

IV：「報道発表資料 環境省版海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

V：「海洋生物レッドリストの公表について」（平成 29 年 3 月、水産庁）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

VI：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、AN：要注目種

VII：「干潟の絶滅危惧動物図鑑 海岸ペンタースのレッドデータブック」（平成 24 年 7 月、日本ペンタース学会）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和元年 12 月、熊本県）

「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

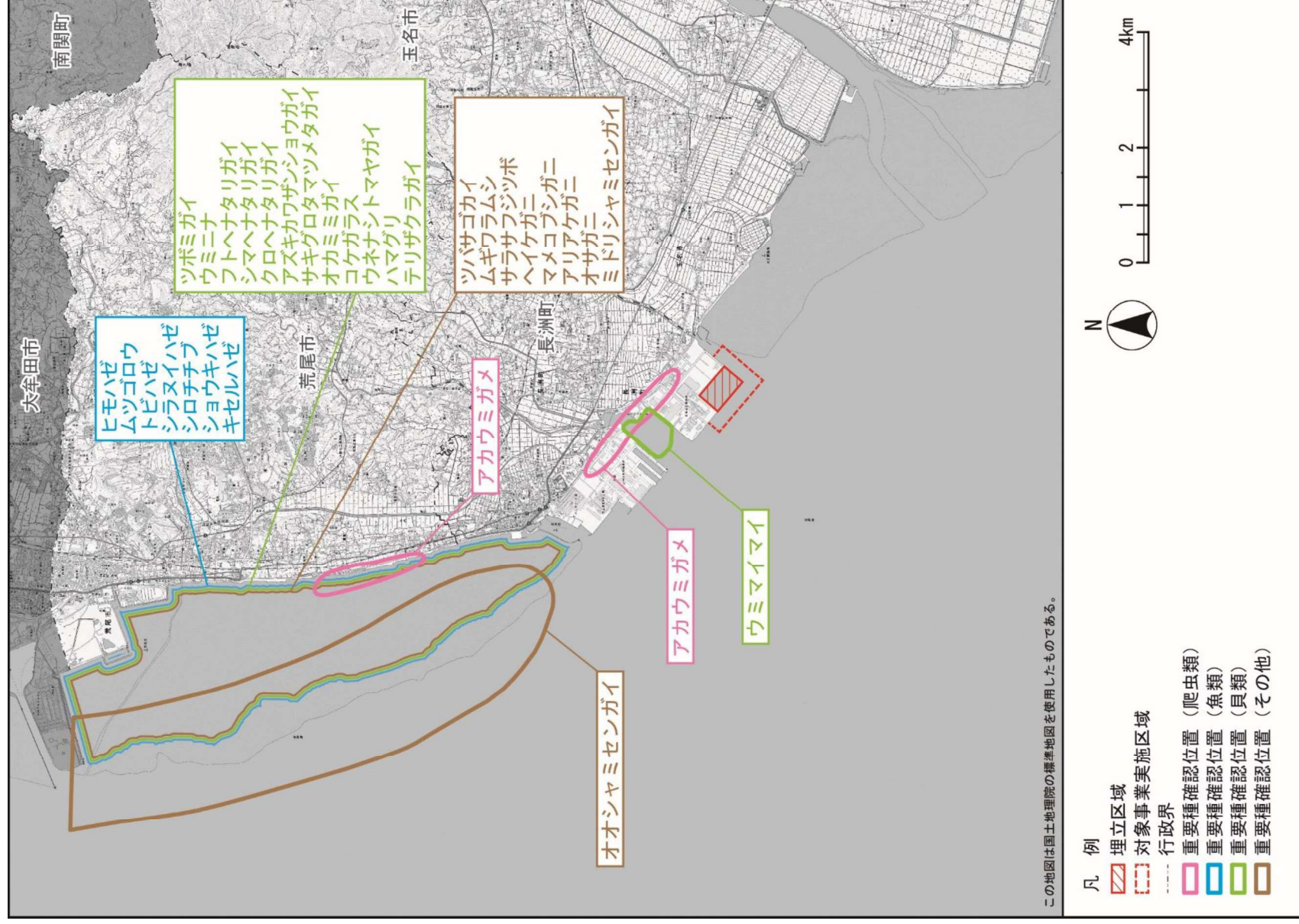


図 3-27 対象事業実施区域及びその周囲における重要な動物の確認位置図（海域）

注 1) 文献で確認された重要種のうち、生息位置が把握できた種を示す。

注 2) 「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）で確認された重要種については、具体的な確認位置が示されていないため、荒尾市周辺に分布する干潟全体を確認位置とした。

出典：「熊本県環境特性情報データベース」（平成 17 年 3 月、熊本県環境生活部環境保全課）

「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

「平成 30 年度 有明海北部海域における藻場・干潟分布状況調査の結果」（環境省ホームページ）

(2) 植物の状況

1) 植生

対象事業実施区域及びその周囲における現存植生図は、図3-28に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、山地部にシイ・カシ二次林、アカマツ群落（Ⅶ）等の樹林が、丘陵地に果樹園等が、低地に水田雑草群落、市街地等が分布している。

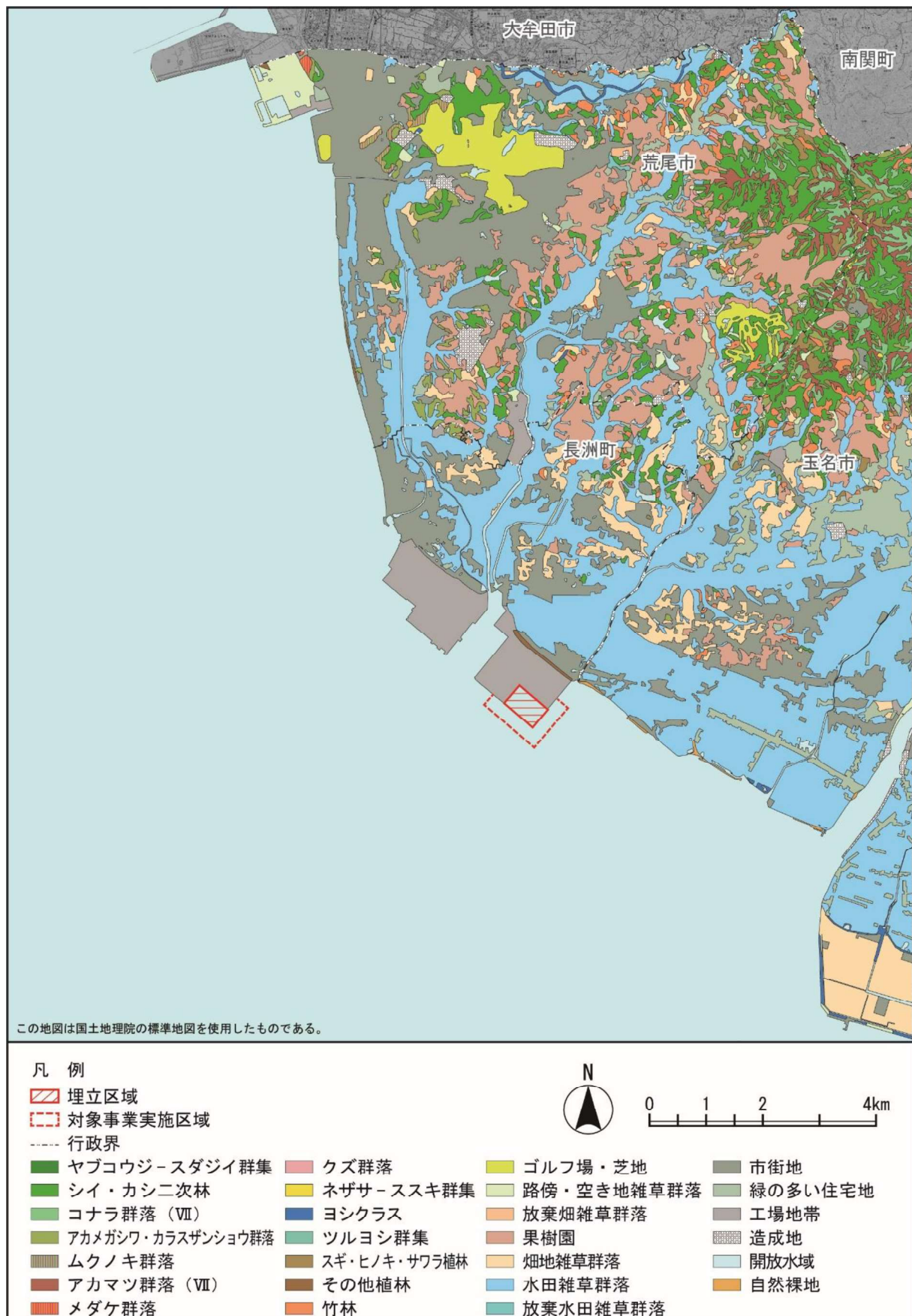


図 3-28 対象事業実施区域及びその周囲における現存植生図

出典：「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 1/25,000 植生図」（環境省自然環境局生物多様性センター）

2) 植物相の状況

(a) 植物（陸域）

文献を基に、対象事業実施区域及びその周囲において生育記録のある植物について整理を行った。

対象事業実施区域及びその周囲では、イワヒバ、シキミ、シロダモ、ハマスゲ、シヤリンバイ、ニシキソウ、イヌタデ、ハマヒルガオ、スイカズラ等が確認されている。

生育記録のある植物（陸域）のうち重要な種は、表3-38に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、イワヤシダ、ジュンサイ、オニバス、シデコブシ、クマガイソウ、アオテンツキ、ハクチョウゲ、クチナシグサ等27目43科67種の重要な植物が確認されている。

表 3-38(1) 重要な植物（陸域）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	マツバラ目	マツバラ科	マツバラ			NT	VU
2	ウラボシ目	イワヤシダ科	イワヤシダ				CR
3		メシダ科	ミドリワラビ				EN
4		オシダ科	ギフベニシダ				VU
5			キヨズミオオクジャク				VU
6	マツ目	マツ科	ゴヨウマツ				VU
7	スイレン目	ジュンサイ科	ジュンサイ				CR
8		スイレン科	オニバス		県指定	VU	CR
9			コウホネ				CR
10	モクレン目	モクレン科	シデコブシ			NT	
11	ショウブ目	ショウブ科	ショウブ				NT
12	オモダカ目	トチカガミ科	ミズオオバコ			VU	VU
13		ヒルムシロ科	ホソバミズヒキモ				EN
14			リュウノヒゲモ			NT	CR
15		カワツルモ科	カワツルモ			NT	EN
16	ユリ目	ユリ科	ホトトギス				VU
17	クサスギカズラ目	ラン科	シラン			NT	CR
18			キエビネ			EN	EN
19			エビネ			NT	VU
20			クマガイソウ		県指定	VU	CR
21			フウラン			VU	EN
22			ヨウラクラン				VU
23			ウチョウラン			VU	EN
24		アヤメ科	カキツバタ			NT	
25			アヤメ				EX
26		ススキノキ科	ノカンゾウ		県指定		CR
27	ヤシ目	ヤシ科	ビロウ				CR
28	イネ目	ガマ科	ミクリ			NT	VU
29			ヤマトミクリ			NT	VU
30		カヤツリグサ科	ウキヤガラ				DD
31			フサスゲ				NT
32			シオクグ				NT
33			アオテンツキ				EN
34			イヌノハナヒゲ				VU
35			ヒメホタルイ				VU
36			ヒメカンガレイ			VU	EN
37			コシンジュガヤ				VU

表 3-38(2) 重要な植物（陸域）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
38	マツモ目	マツモ科	マツモ				DD
39	キンボウゲ目	キンボウゲ科	オキナグサ			VU	VU
40	ツゲ目	ツゲ科	ツゲ				EN
41	ユキノシタ目	マンサク科	トキワマンサク		県指定	EN	
42		ベンケイソウ科	ハمامンネングサ			NT	NT
43		タコノアシ科	タコノアシ			NT	VU
44	マメ目	マメ科	フジ				VU
45	バラ目	バラ科	ツクシイバラ				NT
46	ブナ目	ブナ科	マテバシイ				DD
47	ニシキギ目	ニシキギ科	ヒメマサキ			VU	
48	キントラノオ目	トウダイグサ科	ニシキソウ				DD
49		ヤナギ科	イヌコリヤナギ				VU
50		オトギリソウ科	ツクヌキオトギリ			EN	EN
51	アブラナ目	アブラナ科	カンラン			EN	CR
52			コイヌガラシ			NT	VU
53	ナデシコ目	ヒユ科	ホソバハマアカザ				NT
54			ハママツナ				VU
55	リンドウ目	アカネ科	ハクチョウゲ			EN	
56	シソ目	モクセイ科	ヒトツバタゴ			VU	
57			ウスギモクセイ			NT	
58		オオバコ科	カワヂシャ			NT	NT
59		シソ科	ハマゴウ				NT
60		ハマウツボ科	クチナシグサ				EN
61	キク目	キキョウ科	キキョウ			VU	CR
62		キク科	シオン			VU	VU
63			センダングサ				DD
64			タカサブロウ				NT
65			ウラギク			NT	EN
66	イネ目	イネ科	ウンヌケモドキ			NT	EN
67	ウラボシ目	メシダ科	トゲカラクサイヌワラビ				VU
	27 目	43 科	67 種	0	4	32	60

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

「熊本県文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号)

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号)

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III : 「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」(令和 7 年 3 月、環境省)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：地域個体群

IV : 「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」(令和 6 年 10 月、熊本県)

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：地域個体群、AN：要注目種

出典：「河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)」(国土交通省)

「レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」(令和元年 12 月、熊本県)

「熊本県指定希少野生動植物」(熊本県ホームページ)

「長洲町の植物」(平成 23 年 2 月、長洲町自然観察保護の会)

「長洲町文化財探訪 長洲町指定文化財一覧」(令和 2 年 11 月、長洲町教育委員会)

「荒尾市管内指定文化財一覧(令和 4 年 11 月 30 日時点)」(令和 4 年 11 月、荒尾市総務部文化企画課)

「指定文化財一覧(令和 6 年 4 月更新)」(令和 6 年 4 月、玉名市教育委員会文化課)

「ふるさと熊本の樹木登録樹」(令和 6 年 2 月、熊本県環境生活部自然保護課)

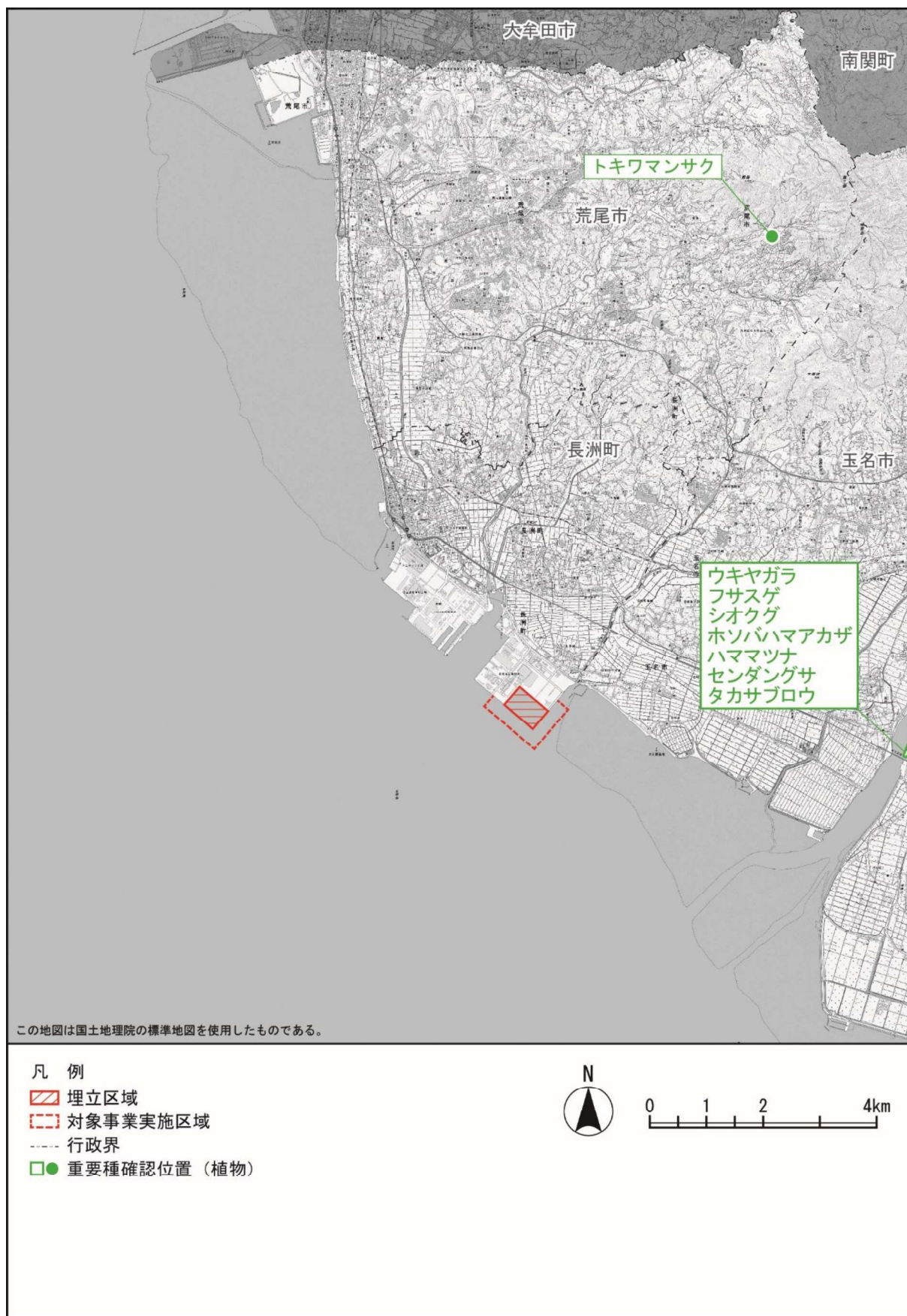


図 3-29 対象事業実施区域及びその周囲における重要な植物の確認位置図（陸域）

注 1) 既存資料で確認された重要種のうち、生育位置が把握できた種を示す。

出典：「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）

「荒尾市管内指定文化財一覧（令和 4 年 11 月 30 日時点）」（令和 4 年 11 月、荒尾市総務部文化企画課）

(b) 植物（海域）

対象事業実施区域及びその周囲における干潟等の海域に係る文献を基に、対象事業実施区域及びその周囲において生育記録のある植物について整理を行った。

対象事業実施区域及びその周囲では、ケカモノハシ、ヨシ、オカヒジキ、ハマゴウ、ハマウド等が確認されている。

生育記録のある植物（海域）のうち重要な種は、表3-39に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、重要種であるホソバハマアカザ、ハマゴウ、ハマボウフウが確認されている。

表 3-39 重要な植物（海域）

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準			
				I	II	III	IV
1	ナデシコ目	ヒユ科	ホソバハマアカザ				NT
2	シソ目	シソ科	ハマゴウ				NT
3	セリ目	セリ科	ハマボウフウ				CR
	3 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	3 種

注 1) 重要種選定基準は以下のとおりである。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）

特：国の特別天然記念物、天：国の天然記念物、県天：熊本県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 16 年 3 月 8 日条例第 19 号）

国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、県指定：指定希少野生動植物

特二：特定第二種国内希少野生動植物種

III：「第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」（令和 7 年 3 月、環境省）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群

IV：「レッドリストくまもと 2024 -熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」（令和 6 年 10 月、熊本県）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

LP：地域個体群、AN：要注目種

出典：「荒尾干潟生きものハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

長洲町提供資料

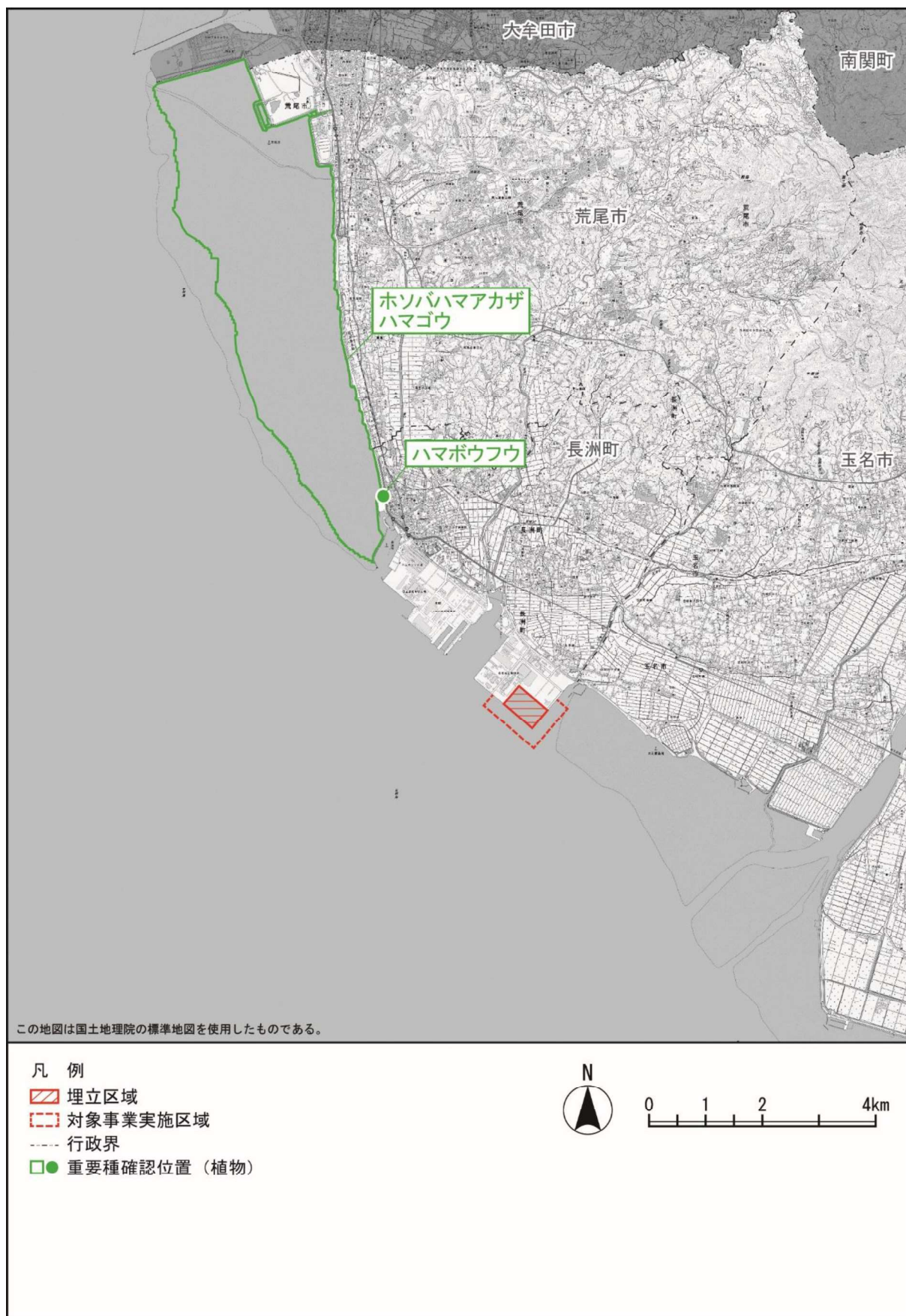


図 3-30 対象事業実施区域及びその周囲における重要な植物の確認位置図（海域）

注 1) 「荒尾干潟生きもののハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）で確認された重要種については、具体的な確認位置が示されていないため、荒尾市周辺に分布する干潟全体を確認位置とした。

出典：「荒尾干潟生きもののハンドブック」（平成 27 年 6 月、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会）

「平成 30 年度 有明海北部海域における藻場・干潟分布状況調査の結果」（環境省ホームページ）

長洲町提供資料

3) 注目すべき植物群落、巨樹・巨木林等

対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき植物群落、巨樹・巨木林等の一覧は表3-40に、位置は図3-31に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には特定植物群落が2箇所、巨樹・巨木林が23箇所、天然記念物が9箇所、ふるさと熊本の樹木が5箇所ある。

なお、対象事業実施区域には注目すべき植物群落、巨樹・巨木林等はない。

表 3-40 注目すべき植物群落、巨樹・巨木林等

No.	種別	名称等	樹種
1	特定植物群落	小岱山筒ヶ岳のスダジイ林	スダジイ
2		小岱山のトキワマンサク群落	トキワマンサク
3	巨樹・巨木林	—	クスノキ
4		—	クスノキ
5		—	クスノキ
6		—	クスノキ
7		—	イチヨウ
8		—	イチヨウ
9		—	イチヨウ
10		—	イチヨウ
11		—	イチヨウ
12		—	クロガネモチ
13		—	シイノキ
14		—	シイノキ
15		—	イチヨウ
16		—	イチヨウ
17		—	クスノキ
18		—	イチヨウ
19		—	ケヤキ
20		—	イチヨウ
21		—	ケヤキ
22		—	イチヨウ
23		—	イチヨウ
24		—	ケヤキ
25		—	ケヤキ
26	天然記念物	大野下の大ソテツ	ソテツ
27		山田の藤	フジ
28		梅田天満宮の玉藤群	フジ
29		六栄小学校のケヤキ	ケヤキ
30		トキワマンサク自生地	トキワマンサク
31		貴船神社の樟	クスノキ
32		安養寺のソテツ	ソテツ
33		下前原のタブノキ	タブノキ
34		西家のソテツ	ソテツ
35	ふるさと熊本の樹木	まつのきどんのちあのみ	チシャノキ
36		三の宮境内の楠	クスノキ
37		浄業寺境内の銀杏	イチヨウ
38		四王子宮の銀杏の木	イチヨウ
39		二宮さんの大楠	クスノキ

注1) 表中の番号は図3-31に対応している。

出典：「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（昭和56年、環境庁）

「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（平成元年、環境庁）

「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（平成7年、環境庁）

「長洲町文化財探訪 長洲町指定文化財一覧」（令和2年11月、長洲町教育委員会）

「荒尾市管内指定文化財一覧（令和4年11月30日時点）」（令和4年11月、荒尾市総務部文化企画課）

「指定文化財一覧（令和6年4月更新）」（令和6年4月、玉名市教育委員会文化課）

「ふるさと熊本の樹木登録樹」（令和6年2月、熊本県環境生活部自然保護課）

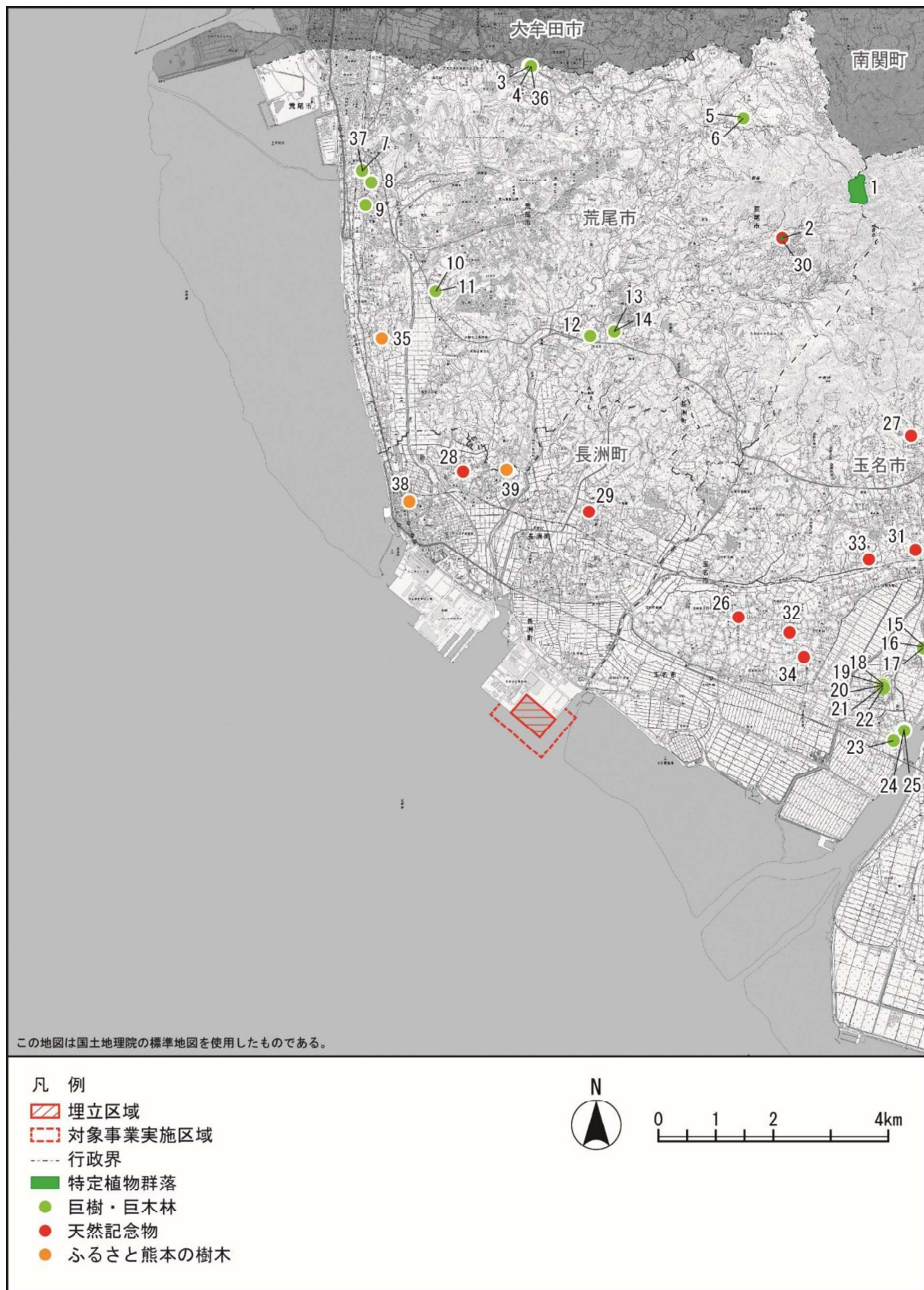


図 3-31 対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき植物群落等の位置図

注 1) 図中の番号は表 3-40 に対応している。

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」(昭和 56 年、環境庁)

「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」(平成元年、環境庁)

「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(平成 7 年、環境庁)

「ふるさと熊本の樹木登録樹」(令和 6 年 2 月、熊本県環境生活部自然保護課)

(3) 生態系の状況

1) 地域を特徴づける生態系（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における地域を特徴づける生態系（陸域）は表3-41に、位置は図3-32に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、自然公園の小岱山県立自然公園、天然記念物のトキワマンサク自生地及び保安林がある。

なお、対象事業実施区域には地域を特徴づける生態系（陸域）はない。

表 3-41 (1) 地域を特徴づける生態系（自然公園）

種別	名称	所在地	面積（ha）
県立自然公園	小岱山県立自然公園	荒尾市、玉名市、南関町	4,596 (特別地域 2,717)

出典：「生物多様性くまもと戦略」（令和3年3月、熊本県）

表 3-41 (2) 地域を特徴づける生態系（天然記念物）

種別	名称	所在地	指定年月日
天然記念物	トキワマンサク自生地	荒尾市府本字小代 小岱山	平成8年4月1日

出典：「荒尾市管内指定文化財一覧（令和4年11月30日時点）」（令和4年11月、荒尾市総務部文化企画課）

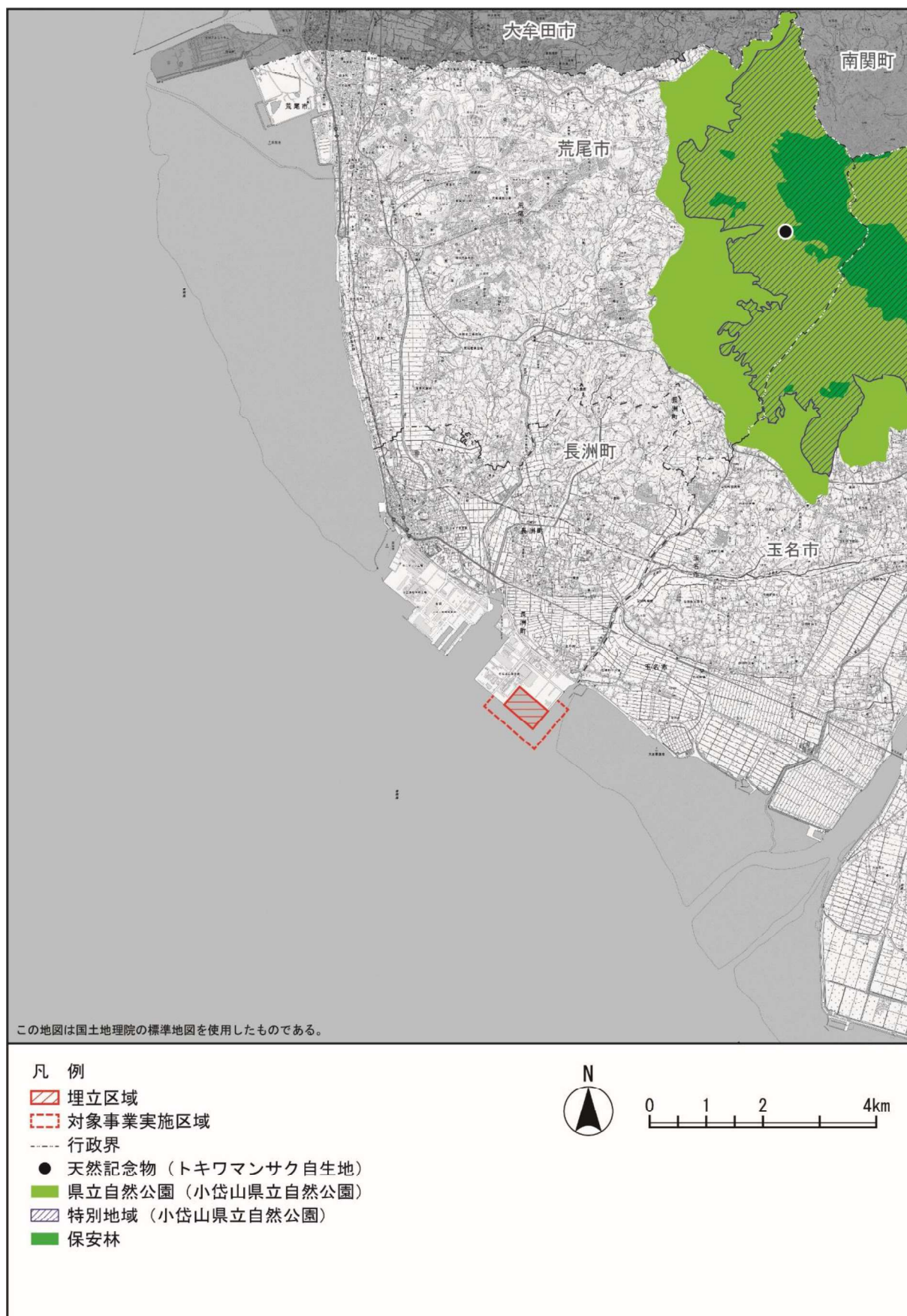


図 3-32 対象事業実施区域及びその周囲における地域を特徴づける生態系位置図（陸域）

出典：「国土数値情報 自然公園地域データ」（国土交通省ホームページ）

「国土数値情報 森林データ」（国土交通省ホームページ）

「荒尾市管内指定文化財一覧（令和 4 年 11 月 30 日時点）」（令和 4 年 11 月、荒尾市総務部文化企画課）

2) 地域を特徴づける生態系（海域）

対象事業実施区域及びその周囲における地域を特徴づける生態系（海域）は表3-42に、位置は図3-33に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には干潟、ラムサール条約登録湿地の荒尾干潟、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の有明海および筑後川河口等、生物多様性の観点から重要度の高い海域の有明海沿岸があり、対象事業実施区域は有明海沿岸に含まれている。

なお、対象事業実施区域周辺及びその周囲に藻場はない（出典：「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（環境省生物多様性センターホームページ））。

表 3-42(1) 地域を特徴づける生態系（ラムサール条約登録湿地）

名称	所在地	登録年月	面積	保護の形態
荒尾干潟	荒尾市	平成 24 年 7 月	1,656ha	国指定荒尾干潟鳥獣保護区 国指定荒尾干潟特別保護地区
	有明海中央部東側の荒尾市沖に広がる干潟で、単一の干潟としては国内最大級の広さ。鳥の餌となる生物が豊かな干潟には、秋から春にかけて、シギ、チドリ類など多くの渡り鳥が飛来する。その中には世界的に生息数が少なくなっているクロツラヘラサギやズグロカモメなども含まれる。また、干潟を利用したノリ養殖やアサリ漁などが営まれているほか、「荒尾マジャク釣り大会」やバードウォッチング、潮干狩りなどレクリエーションの場としても利用されている。			

出典：「生物多様性くまもと戦略 2030」（令和 5 年 3 月、熊本県環境生活部自然保護課）

表 3-42(2) 地域を特徴づける生態系（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）

湿地名	市町	湿地タイプ	生息・生育域	生物分類群	選定理由
有明海および筑後川河口	荒尾市 長洲町 玉名市 熊本市 宇土市 宇城市	干潟、塩性湿地、汽水域、浅海域	荒尾海岸	シギ・チドリ類	春秋の渡りおよび越冬期の種数・個体数が多い、ダイゼン、メダイチドリ、ハマシギなどの渡来地
			有明海周辺	淡水魚類	エツ、アリアケヒメシラウオ、アリアケヒメシラウオ、ムツゴロウ、タビラクチ、ハゼクチ、ワラスボ、ヤマノカミなど大陸性魚類の生息地
菊池川河口、白川河口、緑川河口	山鹿市 熊本市 宇土市 玉名市	河川、干潟、汽水域、その他の湿地	菊池川	淡水藻類	国の天然記念物のチスジノリ（紅藻）の生育地
			菊池川河口～塩屋海岸	底生動物	タケノコカワニナ、センバイアワモチの生息地、シイノミミミガイの有明海唯一の現存生息地
			菊池川河口	湿地性鳥類	ズグロカモメ、クロツラヘラサギの渡来地

注 1) 重要湿地の詳細な位置は絶滅危惧種の保全等の観点から示されていない。

出典：「生物多様性くまもと戦略 2030」（令和 5 年 3 月、熊本県環境生活部自然保護課）

表 3-42(3) 地域を特徴づける生態系（生物多様性の観点から重要度の高い海域）

海域名	有明海沿岸
該当市町	熊本県宇土市、玉名市、荒尾市、長洲町、熊本市、佐賀県佐賀市、鹿島市、小城市、太良町、白石町、長崎県雲仙市、島原市、諫早市、福岡県みやま市、大牟田市、柳川市、大川市
面積	726km ²
環境情報	干潟：424.6km ² 自然海岸の長さ：26.2km 自然海岸の占める割合：6.0%
特徴	有明海湾奥の塩性湿地と干潟は広大で、ムツゴロウ、テナガダコ、クマサルボウ、タイラギなどが生息し、23 種の特産種、40 種以上の準特産種を産している。カキ礁が発達する海域もある。荒尾海岸、白川河口、緑川河口はシギ・チドリ類の春秋の渡り及び越冬期の種数・個体数が比較的多い。塩性湿地には固有の絶滅危惧種が多産する。泥干潟にはササゲミミエガイが多産する。アリアケシラウオ、アリアケヒメシラウオの生息地でもある。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省ホームページ）

出典：「生物多様性くまもと戦略 2030」（令和 5 年 3 月、熊本県環境生活部自然保護課）

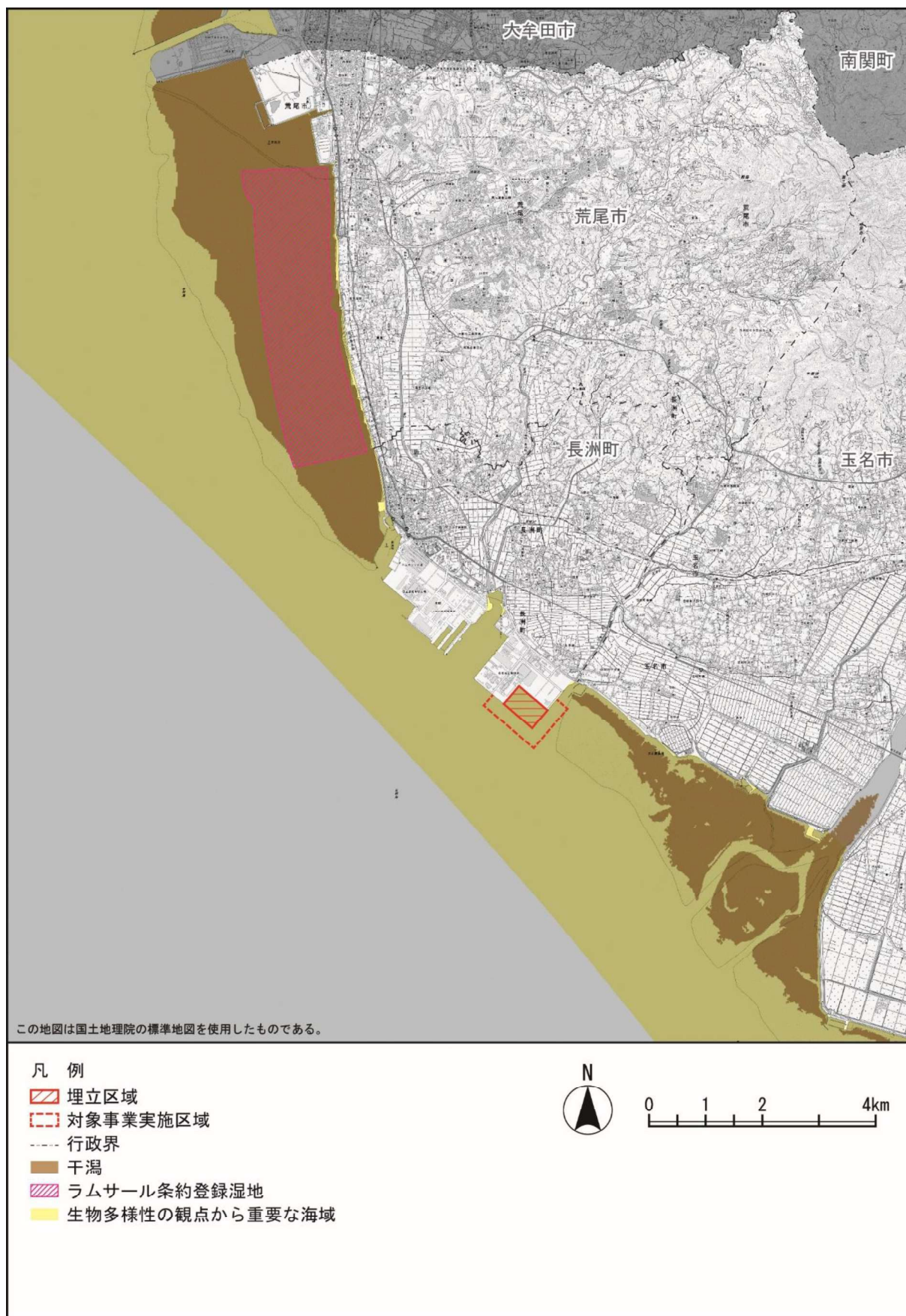


図 3-33 対象事業実施区域及びその周囲における地域を特徴づける生態系位置図（海域）

出典：「平成 30 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年 7 月、環境省）
「平成 31 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和 3 年 1 月、環境省）
「ラムサール条約湿地区域図 荒尾干潟」（荒尾市ホームページ）
「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省ホームページ）

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

1) 景観資源

対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源は表3-43に、位置は図3-34に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、有明海、荒尾干潟と渡り鳥、鍋松原海岸等の主要な景観資源がある。

なお、対象事業実施区域は有明海に含まれている。

表 3-43 主要な景観資源の状況

No.	市名	名称
—	—	有明海
1	荒尾市・玉名市	小岱山
2	荒尾市	荒尾干潟と渡り鳥
3		宮崎兄弟の生家と梅の花
4		梨の花
5		梨園
6	玉名市	鍋松原海岸
7		大野下の大ソテツ
8		浮田池
9		日嶽
10		山田の藤
11		岱明海床路

注 1) 表中の番号は図 3-34 と対応している。

出典：「熊本県公式観光サイト」（熊本県ホームページ）

「荒尾市景観計画」（平成 25 年 10 月、荒尾市）

「玉名市景観計画」（令和 5 年 3 月、玉名市）

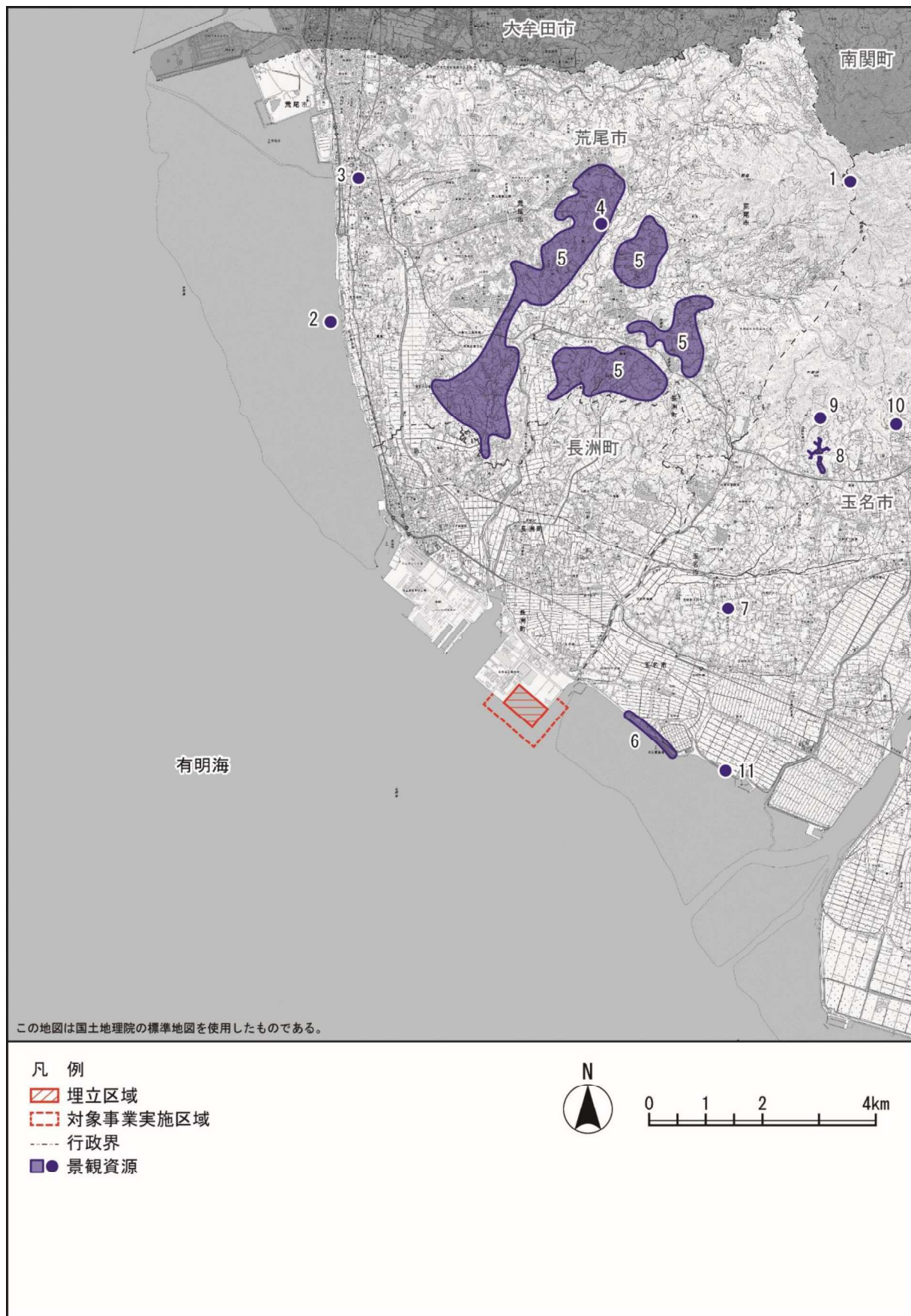


図 3-34 対象事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源位置図

注 1) 図中の番号は表 3-43 と対応している。

出典：「熊本県公式観光サイト」（熊本県ホームページ）

「荒尾市景観計画」（平成 25 年 10 月、荒尾市）

「玉名市景観計画」（令和 5 年 3 月、玉名市）

2) 眺望点

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は表3-44に、位置は図3-35に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、長洲港みなと憩い広場、荒尾海岸、丸山展望所等の主要な眺望点がある。

なお、対象事業実施区域には主要な眺望点はない。

表 3-44 主要な眺望点の状況

No.	市町名	名称
1	長洲町	長洲港みなと憩い広場
2		フェリー航路
3	荒尾市	荒尾海岸
4		おかち山展望台
5		四ツ山
6		万田トンネル
7		袴岳
8		井出城跡
9		桜山団地
10		北五反田公園
11		小岱山駐車場
12		筒ヶ岳
13		観音岳
14		針の耳展望所
15		七峰台
16		荒尾展望台
17		展望所（小岱山）
18		唐渡岩
19	玉名市	有明海と雲仙普賢岳への眺望
20		日嶽
21		丸山展望所
22		小岱山ふるさと自然公園

注 1) 表中の番号は図 3-35 と対応している。

出典：「熊本県公式観光サイト」（熊本県ホームページ）

「荒尾市景観計画」（平成 25 年 10 月、荒尾市）

「玉名市景観計画」（令和 5 年 3 月、玉名市）

「九州百名山 小岱山るーと地図」（玉名市）

「運航状況」（有明海自動車航送船組合ホームページ）

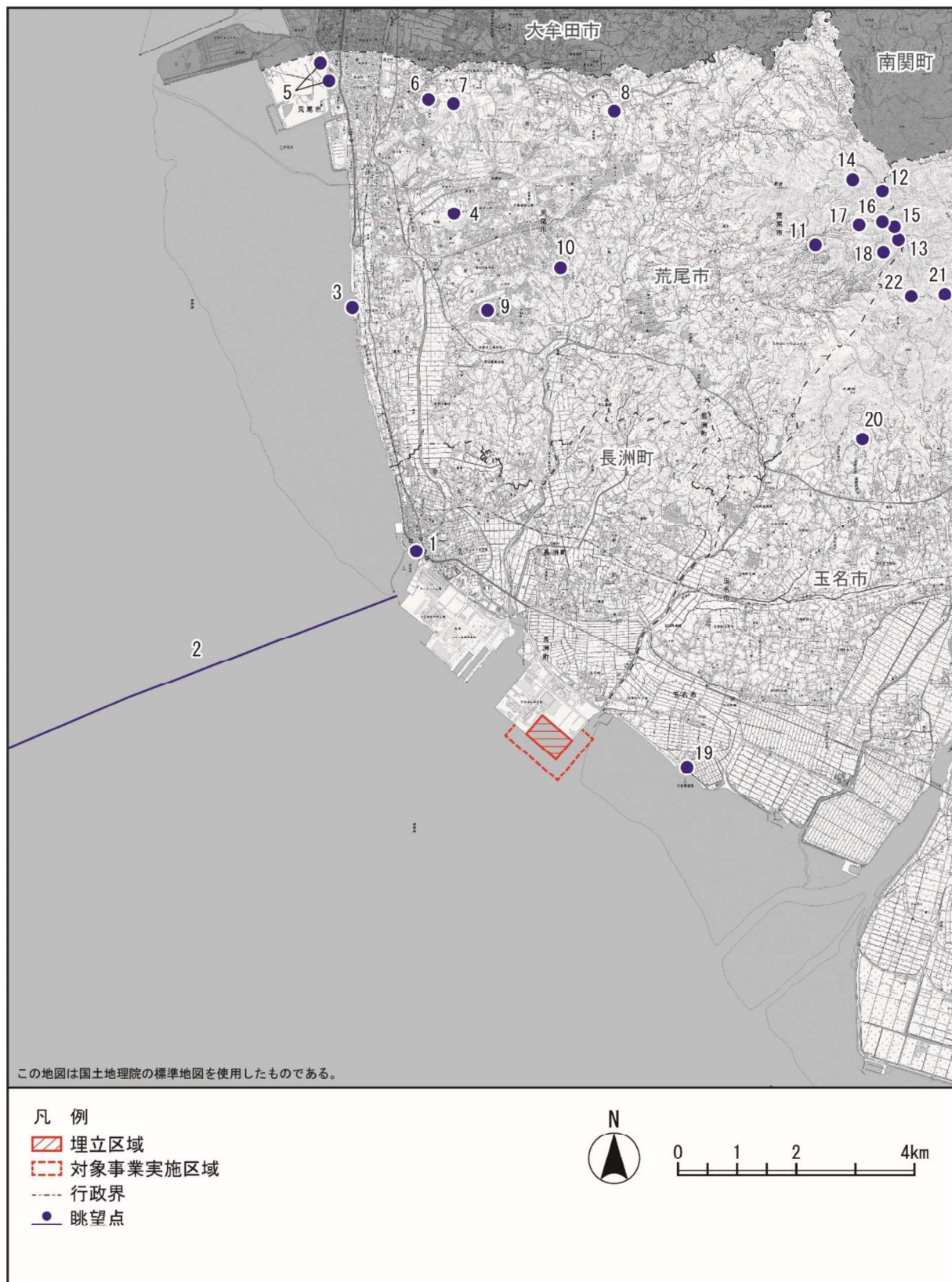


図 3-35 対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点位置図

注 1) 図中の番号は表 3-44 と対応している。

出典：「熊本県公式観光サイト」（熊本県ホームページ）

「荒尾市景観計画」（平成 25 年 10 月、荒尾市）

「玉名市景観計画」（令和 5 年 3 月、玉名市）

「九州百名山 小岱山るーと地図」（玉名市）

「運航状況」（有明海自動車航送船組合ホームページ）

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表3-45に、位置は図3-36に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、荒尾干潟、鍋松原海岸等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場がある。

なお、対象事業実施区域には主要な人と自然との触れ合いの活動の場はない。

表 3-45 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	市町名	名称	
1	長洲町	長洲港みなと憩い広場	
2		ウォーキングコース	感動うお〜キングコース
3			カラダ目覚めるコース
4	荒尾市	干潟	
5		北五反田公園	
6		ウォーキングコース	有明海コース
7			浦川コース
8			本井手神社コース
9			自然や歴史に親しむコース
10			歴史探索・有明海コース
11			自然探索・浦川コース
12			万田中央南側コース
13			川登田園コース
14			赤田公園コース
15			西コース
16			樺上コース
17	玉名市	鍋松原海岸	
18		ホテルの里	
19		小岱山ふるさと自然公園	
20		小岱山散策コース	観音岳サークルコース
21			筒ヶ岳健脚コース
22		干潟	

注 1) 表中の番号は図3-36 と対応している。

出典：「熊本県公式観光サイト」（熊本県ホームページ）

「長洲町フットパス」（長洲町まちづくり課）

「平成 30 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年 7 月、環境省）

「平成 31 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和 3 年 1 月、環境省）

「荒尾市景観計画」（平成 25 年 10 月、荒尾市）

「各地区のウォーキングコースマップ」（荒尾市ホームページ）

「小岱山散策コース」（玉名市ホームページ）



図 3-36 対象事業実施区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

注 1) 表中の番号は表 3-45 と対応している。

出典：「熊本県公式観光サイト」（熊本県ホームページ）

「長洲町フットパス」（長洲町まちづくり課）

「平成 30 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和元年 7 月、環境省）

「平成 31 年度 有明海・八代海等における藻場・干潟の分布状況調査結果」（令和 3 年 1 月、環境省）

「荒尾市景観計画」（平成 25 年 10 月、荒尾市）

「各地区のウォーキングコースマップ」（荒尾市ホームページ）

「小岱山散策コース」（玉名市ホームページ）

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、荒尾市で空間放射線量率の調査が実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲における空間放射線量率の調査結果は表3-46に、調査地点位置は図3-37に示すとおりである。

令和6年度における空間放射線量率の年間値の平均値は30nGy/hであり、過去5年間（平成31～令和5年度）の年間値と同様となっている。

表 3-46 空間放射線量率の調査結果（令和 6 年度）

単位：nGy/h

地点名	令和 6 年度の年間値			過去 5 年の年間値 (平成 31～令和 5 年度)		
	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値
荒尾市	26	103	30	26	120	34

出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）

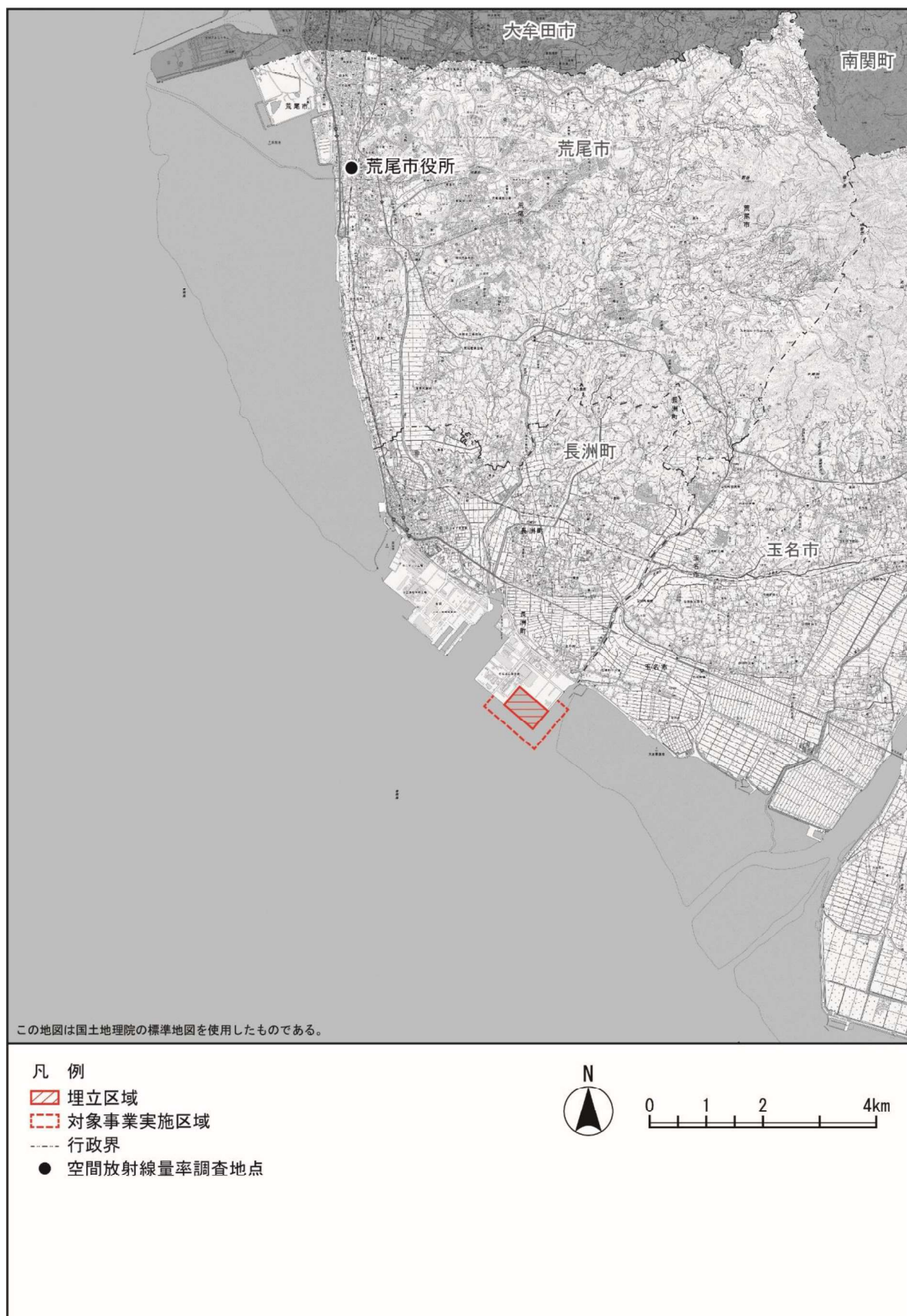


図 3-37 対象事業実施区域及びその周囲における空間放射線量率の調査地点位置図
 出典：「大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書（第 60 報）」（令和 8 年 1 月、熊本県環境生活部環境保全課）